

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会
(令和3年度第5回)

令和4年3月14日(月)
書 面 開 催

〔 議 題 〕

- ・ 構成団体より報告
- ・ 運用開始に向けた課題等について

〔 資 料 一 覧 〕

- 資料1 第4回検討会への意見・回答(事務局)
- 資料2 銀行界における地方税統一 QR コードへの対応状況について(全国銀行協会)
- 資料3 信用金庫業界における地方税統一 QR コードに係る検討・対応状況について
(全国信用金庫協会)
- 資料4 信用組合業界における地方税統一 QR コードに係る対応状況について
(全国信用組合中央協会)
- 資料5 地方税統一 QR コードへの対応について(全国労働金庫協会・労働金庫連合会)
- 資料6-1 JAバンクにおける地方税統一 QR コード対応状況について(農林中央金庫)
- 資料6-2 JF マリンバンクにおける地方税統一 QR コード対応状況について(農林中央金庫)
- 資料7-1 地方税統一 QR コード導入に向けた取組み等(ゆうちょ銀行)
- 資料7-2 地方税統一 QR コード納付書の作成基準(地方税共同機構・ゆうちょ銀行)
- 資料7-3 地方税統一 QR コード納付書の様式審査申請手順(ゆうちょ銀行)
- 資料7-4 QR 様式作成基準・審査申請手順に関する Q&A(地方税共同機構・ゆうちょ銀行)
- 資料8-1 MPN における検討状況について(MPN 推進協議会・運営機構)
- 資料8-2 レコードフォーマットに関する QA(MPN 推進協議会・運営機構)
- 資料8-3 eLTAX との連動試験について(MPN 推進協議会・運営機構)
- 資料9 「地方税統一 QR コード」に関するご報告(日本代理収納サービス協会)
- 資料10 納付書の記載方法等に関する検討状況・一括伝送事前取決め事項(地方税共同機構)
- 資料11 地方税統一 QR コードに関する協議会の対応について(キャッシュレス推進協議会)
- 資料12 運用開始に向けた課題等について(事務局)

番号	区分	意見	回答
ＱＲコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い			
1	金融機関	地方税統一ＱＲコードで収納した済通知書と原符と一緒に現物保管する予定であるが、原符は数日間程度の保管期間終了後は廃棄しても良いか。	【事務局】地方税統一ＱＲコードを活用したeLTAX経由の収納を金融機関窓口で行った場合、中間取りまとめP2「（１）ＱＲコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い（考え方）」により納入済通知書を保管いただく必要があります。原符の取扱いについては、各金融機関において判断いただいて構いません。
2	金融機関	eLTAX経由で収納した窓口収納分の納入済通知書は、会計管理者による指定金融機関等の検査または監査（地方自治法施行令第168条の４第１項）の対象となるか。	【事務局】各地方団体が地方税共同機構に収納事務を行わせ、地方税共同機構がその事務の一部を金融機関に委託する仕組みを活用することから、各地方団体は地方税共同機構に、地方税共同機構は金融機関に事務の適正な執行を求めることになると思います。
「支払期限」経過後の取扱い			
3	地方団体	「地方税統一ＱＲコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ 令和４年１月」の４頁の上から２番目の○書きでは、「他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一ＱＲコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。」とあり、また、４番目の○書きでは、「○地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。」とあります。 本市では、市内の指定金融機関等との間に、金融機関窓口納付の際に延滞金も徴収するよう契約を締結していますので、金融機関窓口が納付書の期限を過ぎてＱＲ納付を受ける場合には、状況に応じて延滞金の徴収も可能となるような仕組みをお願いしたい。	【事務局】地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納の場合は、すべての金融機関においてすべての地方団体の納付書が収納可能となることから、ご認識のとおりを取扱いとしております。御理解をいただけますと幸いです。 なお、指定金融機関等の契約により、今後も従来の取扱いを継続することは差し支えありません。
4	金融機関	「金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合（一定期間経過後の納付書を想定）には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問い合わせを行う」とあるが、一定期間の目安があればご教示いただきたい。 また、「金融機関は一定期間保管している証拠書類をもとに納税義務者名等を回答する」とあるが、一定期間保管している証拠書類とは、納入済通知書の本体またはイメージデータを指すとの理解でよいか。	【事務局】前段については、例えば、納付書発行後１０数年経過しており、地方団体において伝送データからは課税案件の特定が困難であるような場合を想定しておりました。 後段については、中間取りまとめP4「（２）「支払期限」経過後の取扱い（考え方）」において、「金融機関は、P2により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答する」こととしております。
5	金融機関	(2)「支払期限」経過後の取扱い（考え方） 「地方団体は金融機関に対し問合せを行う」とありますが、この問い合わせ先は、今後、金融機関に照会があるとの理解でよろしいでしょうか。 当行は受持ちエリアを所管する貯金事務センター（全国11か所）を問い合わせ先として届け出したいと考えています。 また、調査時に問い合わせ先に通知いただく情報を整理していただきますようお願いします。（地方団体名（地方公共団体コード）、収納日、金額、税目、案件特定キー、チャネル区分（窓口、スマホ収納）等）	【地方税共同機構】 関係機関とも協議のうえ、金融機関及び地方団体の問合せ先を一覧化し、ホームページ等で情報共有させていただくことを検討させていただきます。 なお、令和４年度中においては、金融機関及び地方団体の間で納付書の読取テスト等に係る問合せが発生することも想定されることから、ご質問の支払期限経過後の納付書に係る問合せ等と併せて連絡先の確認をさせていただき、令和４年度の第１四半期を目途にホームページ等での情報共有を行う想定です。
QRコード破損等による読取エラー時の処理方法			
6	金融機関	資料１項番5 回答に「金融機関窓口における収納受付前の運用については、各金融機関において判断」との記述があるが、「収納受付前の運用」とは具体的に何を意味しているのか。	【事務局】「金融機関窓口において収納を受け付けるか否かなど収納受付前の運用」としているとおり、金融機関窓口においてQRコード付き納付書をもとに収納を受け付ける前の事務全般を意図しています。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和３年度第４回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
7	地方 団体	資料１項番6,7 Q Rコードの読取が出来なかった場合の納付書と資金の取次について、納税者・地方公共団体の双方に、取次手数料は別個では発生しないという認識でよいか。 負担の有無や金額については、全銀協として統一しておいて頂けないか。（発生する都度、個別に金融機関と地方公共団体で調整するのは煩雑であるし、不公平を招きうる。）	【全銀協】 QRコードの読取ができなかった場合の納付書と資金の取次に関しては、従来の方法およびルート、すなわち既存の指定金制度の枠組みで対応されるものと理解しております。 「取次」に関しては、指定契約のない金融機関が納付を受付けた際に、指定契約のある指定金等に納付書・資金を「取次ぐ」ものと承知しており、各金融機関が顧客サービスとして対応されているものであることから、その手数料や対応方法については各金融機関が独自に定めるべきものであるところ、業界団体である全銀協として統一する立場にはなく、回答は差し控えさせていただきたく存じます。 なお、上記前提であるところ、実態としては、取次手数料は別個で発生する場合も想定され、負担の有無や金額は各金融機関で区々となる場合もあり得るものと理解しております。
8	金融 機関	資料１項番6,7,33 統一Q Rコードの読取りエラー時において、「取次ぎ」により、納付書と受付資金を受付銀行と指定金間で授受する場合、当該納付書は印紙税の課税文書（領収証書）となるとの理解でよいか。 この場合、明らかに納税者側に帰責事由があると思われる破損（納付書の破れ、欠損、インク類による汚れ等）のときは、納税者に印紙代の負担を求めてもよいか。また、印紙代の負担が断られた場合、納付書の再発行を促してもよいか。	【事務局】「取次ぎ」の場合には、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、印紙税の取扱いを含め、従来の方法及びルートにより、納付書及び当該地方団体の徴収金を取り次ぐこととなります。
9	金融 機関	Q Rコード破損等による読取エラー時の取扱いについて、＜上記以外の場合＞（指定金等以外の場合）は、事案が生じた都度、収納受付金融機関と地公体で協議のうえ、対応方法を決定するとされているが、地公体との協議（連絡）は不要とし、現行通り「取次ぎ」により指定金融機関あて送付する取扱いを許容していただきたい（後続処理の時限への影響があるため）。	【事務局】中間取りまとめの内容を踏まえ、関係機関において、適切に運用いただきますようお願いします。
10	金融 機関	外見上、地方税統一Q Rコードに汚損破損が確認できず、銀行の読取機器の性能等によりQ Rコードの読み取りできなかった納付書については「済通知書」に「Q R読取不可」のようなゴム判記載をして地公体に回付しても良いか。 【趣旨】 万が一のケースと思われるが、外見上問題ないにも拘わらず読取りできなかったことが分かるような表示を検討したいため。	【事務局】納付書にゴム判記載を行うことは差し支えないと考えますが、中間取りまとめP.7「（４）Q Rコード破損等による読取エラー時の処理方法（考え方）」に従って処理いただくこととなります。
11	金融 機関	資料１項番8 回答欄に「納付書の券面情報に記載されていないデータ項目の入力の定義については、運用開始までに改めてお示しさせていただきます」とありますが、当行においてはQRコード読取エラー時の対応が可能となるようシステム開発を行い、テストを実施する必要があります。 QRコード読取りエラー時のデータ作成の要件について、早期に決定し、ご提示いただきますようお願いします。	【地方税共同機構】QRコード読取エラー時の一括伝送データの作成については、MPN運営機構とも調整の上、令和３年度中にお示しさせていただく予定です。
12	金融 機関	資料１項番8 納付書の券面情報に記載されていないデータ項目の入力の定義について早急に提示いただくようお願いいたします。提示いただけない場合、システム制御できず、エラー時の事務負荷増加・事務ミスに繋がりがねないと懸念致します。 こちらも当仕様が確定していないのであれば、金融機関側のシステム要件定義が中途半端になる懸念を感じているものです。	【地方税共同機構】QRコードの破損等による読取不能時の一括伝送データの入力の定義については、令和３年度中にお示しさせていただく予定です。
13	金融 機関	資料１項番11 データフォーマット及びデータの設定例について早急に提示いただくようお願いいたします。システム開発の遅延や手戻の発生原因となります。	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和３年度第４回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
一括伝送方式事前取決事項等			
14	金融機関	地方税統一QRコードの納入済通知書とデータの保管期間等を定める一括伝送事前取決事項はいつ頃決まる予定か。	【地方税共同機構】 ・スケジュールとして記載頂いているとおり、一括伝送事前取決め事項は令和4年4月頃までに確定をする予定です。 ・なお、当該項目については今までのQR活用検討会でのご議論を反映した上で、MPN仕様で求められている期間と同様の期間、「納入済通知書（またはイメージデータ）保管5営業日・データ保管期間7年間」との各保管期間をお示しさせて頂いております。今後新たなご議論なければ、既にお伝えした保管期間で確定される予定です。
地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について			
15	金融機関	地公体と金融機関双方の事務効率化のため、eLTAX収納対象外の料金等についてもQRコードを活用した収納ができないか検討している。地方税統一QRコード以外のQRコードを納入済通知書や原符の「裏面」に印刷することは許容されるか。	【事務局】現時点においては、中間取りまとめP8「（５）地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について（考え方）」のほか特段の定めはありません。今後、他の機関が定める帳票に係るガイドライン等を参照の上、ご対応ください。
金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト			
16	地方団体	「いずれの地方団体の指定金融機関となっていない金融機関は、現在、最も地方税取扱件数の多い地方団体に対し、地方税統一QRコード付きの納付書送付を依頼し、当該地方団体は送付する（送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達）。」 とありますが、以下ご教授ください。 ①送付可能な納付書の枚数については限りがあり、各金融機関の依頼に対応できない場合が想定されます。そこで、全銀協様に現在どの自治体に依頼を想定しているのか各金融機関に対して調査して頂くことは可能でしょうか。それを元に準備可能な範囲で帳票の枚数確保を実施させて頂きたく存じます。 ②各金融機関から連絡がくる場合には、どこの部署に連絡が来ますでしょうか。総務省様から担当者を金融機関にお知らせしたりしていますでしょうか。	【全銀協】 ①関係機関とも協議の上、会員銀行がどの地方団体に対して読取テストのための納付書の送付を依頼する想定であるか等を調査することを検討させていただきます。 【地方税共同機構】 ②関係機関とも協議の上、金融機関及び地方団体の問合せ先を一覧化し、ホームページ等で情報共有させていただくことを検討させていただきます。 なお、令和４年度中においては、ご質問のように金融機関及び地方団体の間で納付書の読取テスト等に係る問合せが発生することも想定されることから、支払期限経過後の納付書に係る問合せ等と併せて連絡先の確認をさせていただき、令和４年度の第１四半期を目途にホームページ等での情報共有を行う想定です。
17	金融機関	統一QRコードの読取りテスト実施のため、統一QRコード付き納付書の提出を地公体へ依頼したい。総務省から各地公体へ統一QRコード付き納付書を早期に準備し、金融機関へ提出するよう要請することは可能か。	【事務局】地方団体へ早期に準備・送付を行うよう呼びかけることを検討します。
18	金融機関	資料１項番36 金融機関のやむを得ない事情により2023/4に地方税統一QRコードの読取対応が間に合わない場合、テストにおいても金融機関側のシステム開発が完了しない限り実施できないことになるため、必ずしも全金融機関期間が2023/4スタートを前提としたテストは可能ではありません。あるべき姿は理解するものの、2023/4スタート以外の場合の整理はご提示頂きたい。	【地方税共同機構】 全ての金融機関が令和５年４月に運用を開始することを想定していますが、仮にご質問のように令和５年４月よりも後の運用開始となる場合には、運用開始の準備ができたタイミングでMPNのテストスケジュールも踏まえ別途調整等させていただくものと考えます。
帳票関係			
19	金融機関	地公体の独自帳票への統一QRコードの印刷位置については、関係機関と調整を行うとされているが、納入済通知書ではなく原符のみに印刷しようとしている地公体がある。この場合、全国の地公体の納付書を取り扱う金融機関としては、統一QRコードを見落とす恐れがあるため、納入済通知書へ印刷することを推奨できないか。	【事務局】ご意見を踏まえ、ゆうちょ銀行「カク公」帳票、ペイジー帳票以外の帳票においても、地方税統一QRコードを納入済通知書へ印字することとして、第５回検討会の中でお示しします。
20	金融機関	給与所得に係る特別徴収について、当面QRコードを活用しないと検討会の中で整理済みではありますが、税額申告後に納付書が配布されるケースがある現状を鑑み、地方税法施行規則の第五号の十五様式について、QRコードの位置等を示す予定があるのか（様式改正を行う予定があるか）確認したい。	【事務局】現時点では、施行規則の第五号の十五様式について、改正等によりQRコードの位置等を示す予定はありません。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和３年度第４回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
21	ベンダー	ガイドライン・ルール等の公開時期について、MPN運営機構様・代理収納サービス協会様は年度内の公表を想定されているとのことですが、ゆうちょ銀行様・地方税共同機構様は公開時期未定とされています。ガイドライン・ルールが全て明らかにならなければ、パッケージシステムとしての標準帳票を設計できず、ユーザである地方団体様に使用する納付書様式の選択、帳票校正、審査手続きなどを進めていただくことができません。ゆうちょ銀行様・地方税共同機構様におかれましても、年度内には公表していただけるようお願いいたします。	【ゆうちょ銀行】承知いたしました。当行の様式基準も年度内の公表を予定しています。 【地方税共同機構】次の３点について納付書への記載方法について、第５回検討回にてお示しさせていただく予定です。 ①地方税統一QRコードであることを示す文言 ②案件特定キー等の記載方法、納付書へ記載する際の<〇〇番号>の文言 ③共通納税に対応した納付書であることを示すためのマーク
証券の取扱いについて			
22	金融機関	他店券の取り扱いはいつまでに決定する見込みでしょうか。 ※金融機関によっては、他店券の受付要否を勘定系ホスト送信用の取引画面内で認めるか認めないかサインを立てるケースがあると認識しています。そのため、他店券の取扱い可否によって、金融機関側のシステム開発の範囲が変わる可能性があるものです。	【事務局】第５回検討会にて議題とさせていただきます。
機構API関連			
23	金融機関	「ＡＰＩ利用事業者向けインターフェース仕様書（案）」をＲＦＩ資料として提供することのだが、資料交付が2022年１月７日（金）までと既に終了している。改めて提供の機会をいただきたい。	【地方税共同機構】資料提供は可能ですので、個別に調整させていただければと存じます。
24	金融機関	資料１項番14,15 前回検討会でスマホアプリ向けAPIの説明があったが、本件は多重納付防止のための活用例の紹介で、今後も、各金融機関のシステムから共通納税システムAPIへの接続を必須とするものでないとの理解でよいか。	【地方税共同機構】ご認識のとおりです。金融機関窓口での収納については、一括伝送方式での対応が原則と認識しており、ご質問のように金融機関システムから共通納税システムAPIへの接続は必須とされておりません。

番号	区分	意見	回答
スケジュール			
25	ベンダー	資料１項番17.19.21.25.29～31 以下に示すとおり、本検討会質疑の回答に記載されているとおり仕様・テスト要領・運用等で今後開示予定とされる資料・情報がございます。 ・No.17の回答（抜粋） 年度内には基幹税務システムから共通納税システムに納付書情報（納付情報）をアップロードするためのインターフェースに係る仕様書の案をお示しする予定です。 ・No.19の回答（抜粋） コンビニ事業者及びゆうちょ銀行における帳票審査については、別途提示される予定です。 ・No.21の回答（抜粋） 【MPN運営機構】地方税共同機構、ゆうちょ銀行と相談のうえ、どのような資料をいつ公開をするのかを検討します(遅くとも年度内を想定します)。 ・No.25の回答（抜粋） 【地方税共同機構】ご質問の「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」を地方団体の発行する納付書に印字等いただくためには、地方団体における調整等も必要なことからなるべく速やかにお示しさせていただくことが必要と考えております。公表時期については未定ですが、いただいたご意見も踏まえ速やかに検討を進めさせていただきます。 ・No.29～31の回答（抜粋） 【代理収納サービス協会】テストに関する統一ルール策定とあわせて、テストの簡素化をはかるべく検討を進めております。この内容に関しては、今年度(2022年3月まで)中のガイドライン改定のタイミングと同じくご案内できればと考えております。 これらの発出予定の情報について、情報開示予定一覧を公開いただけないでしょうか（資料名、内容、開示予定次期、発出元組織等の掲載を希望）。今後の帳票審査、連動試験、本番運用開始の準備に向け、金融機関様⇄地方団体様⇄システムベンダ等の間で具体的なスケジュール調整を順次開始していく時期に差し掛かりますが、上記の情報公開時期は全地方団体様・システムベンダ等において、今後の各イベントのスケジュール調整時に重要な判断材料となり、総務省様等から公開された情報開示予定を共有できればスムーズに進められると考えております。	【事務局】現時点での予定を別紙のとおりお示しします。
その他			
26	金融機関	資料１項番2 当項目に限らず、「QRコード以外で追加で入力が必要な情報の特定」する項目については速やかに、特定をしていただきたい。追加入力項目のみ直接入力可能として、他の項目はシステム一意等にする事で少しでも実務負荷の軽減を図ることを検討しているが、当仕様が確定しないと金融機関側のシステムに関する要件定義が中途半端になる懸念を感じているものです。	【事務局】MPN運営機構、地方税共同機構とも連携の上、早期にお示しできるよう検討してまいります。
27	金融機関	第3回資料１項番48 自動車税の納付書については、１社で4,000枚の納付書を持ち込む事業者があり、統一QRコードの読取りを営業店窓口で行う（離島の営業店を複数抱えているため、納付書の搬送を要する事務センターでの読取り対応は行わない）金融機関では、受付日に統一QRコードの読取りを完了させることは不可能である。 このような場合、「やむを得ない場合」として、従来どおりの納付書による取扱いが許容されるか確認したい。	【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取っていただくことを想定しています。例えば、御指摘のケースに限り事務センターでの読取りを行うことなどを御検討いただけますと幸いです。その他、個別の事情については各金融機関において御判断ください。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和３年度第４回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
28	金融機関	第３回資料１項番49,50 営業店で統一ＱＲコードの読取りを行う金融機関の場合、派出窓口には営業店端末がないためＱＲコード読取りができない。 派出窓口で受け付けたＱＲコード付き納付書については、「やむを得ない場合」として、従来どおりの納付書による取扱いが許容されるか確認したい。	【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一ＱＲコードが印字された納付書については、原則として当該ＱＲコードを読み取っていただくことを想定しています。例えば、御指摘のケースに限り事務センターでの読取りを行うことなどを御検討いただけますと幸いです。その他、個別の事情については各金融機関において御判断ください。
29	金融機関	第３回資料１項番50 統一ＱＲコード付納付書については、原則としてＱＲコード読取りによる処理を優先する方針だが、事情により、ペイジー収納で処理することも許容されるか（例えば、窓口では、ＱＲコード読取りによる処理を行うが、ＡＴＭではペイジー収納のみの対応になる等）	【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一ＱＲコードが印字された納付書については、原則として当該ＱＲコードを読み取っていただくことを想定しておりますが、個別の事情については、各金融機関において御判断ください。
30	事業者団体	資料２　P.3 「私人委託制度から指定納付受託者制度への移行が推奨されているところ」とあるが、これはどなたからどなた宛の推奨であるのか？『推奨』の意図を確認させていただきたい。	【事務局】「地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について（令和３年４月１日付総行行第92号総務省自治行政局長通知）」における記載（「令第１５８条、第１５８条の２等、地方自治法第２４３条の「法律又はこれに基づく政令の特別の定め」に基づいて公金の収納等の権限を私人に委任する仕組み（以下「私人委託制度」という。）は、地方公共団体に代位して収納等を行うという制度の性質上、地方公共団体の収納の方法に準じなければならない、現金による収納を原則としていることから、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付やポイントによる支払等を制度上予定したものではないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。）を踏まえたものです。

(項番25別紙)

団体名	資料名	資料内容	公開予定時期 (公開先等)	発出元
ゆうちょ銀行	地方税統一QRコード様式の作成基準	地方税統一QRコード様式の作成基準 ※帳票審査、読取りテストに関することを含む。	令和4年3月 ※地方団体への発出を想定。	ゆうちょ銀行
MPN運営機構	MPN標準帳票ガイドライン、同別紙「標準帳票仕様書」	地方税QRコードの印字位置の案内、MPN準拠帳票を作成する際の留意点	令和3年度中(2022年3月)に改訂方針を提示、改訂版ドキュメントは4~5月に提示予定 ※MPN運営機構および推進協議会からMPN会員(金融機関、地公体、ベンダー)へ公開を想定。 ※『MPN標準帳票ガイドライン、同別紙「標準帳票仕様書」』については、全地方団体への展開を想定(MPN非会員の地方団体を含む)。	MPN運営機構・MPN推進協議会
	MPNサービス仕様書、同別冊地公体業務編	税目・料金番号の追加、eLTAXを経由する申告税において納付区分(16桁)に税目・料金番号(3桁)に続いて地公体コード(5桁)を追加する、一括消込データのMPNセンタへの送信時限の変更する		
	MPNインタフェース仕様書	QRコードを利用する場合の入力区分の設定値を定義		
キャッシュレス推進協議会	JPQR仕様書	地方税統一QRコードのJPQR仕様について	公開時期は、今後関係機関との調整等の上、決定。	キャッシュレス推進協議会
日本代理収納サービス協会	「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」	コンビニ収納用バーコードとQRコードの併存について(QR印字位置の基準を含む)	令和3年度中	流通システム開発センター
	「地方税統一QRコード運用に伴うコンビニ収納用納付書の読取等テスト対応について」(仮称)	読取等テストの簡素化について	令和3年度中	日本代理収納サービス協会(予定)
地方税共同機構	(仮)納付書への記載方法	「地方税統一QRコードであることがわかるような表示」、「案件特定キー等を記載する際の<〇〇番号>の表示」、「共通納税に対応した納付書であることを示すマーク」等の決定内容をお示しする資料	令和4年3月 (第5回検討会において公開予定)	地方税共同機構
	地方団体向け各種仕様書・テスト計画等	基幹税務システムから共通納税システムに納付書情報(納付情報)をアップロードするためのインターフェース等に係る仕様書	令和4年2月以降順次 (地方税共同機構の地方団体向けホームページに、公開予定のドキュメントごとに公開予定時期を掲載中) (基幹税務システムベンダは地方団体経由で入手)	
	一括伝送方式事前取決め事項	一括伝送方式に係る事前取決め事項を明記した資料	令和4年4月以前	
	クレジット対応に係るインターフェース仕様書	共通納税システムの納付手段拡大を実現するための、eLTAXとクレジットカード事業者との接続に係るインターフェース仕様書	令和4年4月 (地方税共同機構のホームページにて調達の実施を公表予定) (インターフェース仕様書は調達参加者に提供予定)	
	API利用事業者に係るインターフェース仕様書	共通納税システムの納付手段拡大を実現するための、eLTAXとAPI利用事業者(〇〇Pay等)との接続に係るインターフェース仕様書	令和4年4月 (地方税共同機構のホームページにて調達の実施を公表予定) (インターフェース仕様書は調達参加者に提供予定)	

銀行界における地方税統一QRコードへの 対応状況について

2022年3月14日

一般社団法人全国銀行協会

地方税統一QRコード導入に係る銀行界の対応について①

- 「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」における検討状況を踏まえ、引き続き、会員銀行における対応を促進すべく、全銀協・地銀協・第二地銀協の各々が会員銀行に対して必要な情報の提供等を実施。また、金融業態間でも随時、情報交換を継続。

1. 全銀協における対応

会員銀行への情報提供の実施

- 2021年9月以降、「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」における検討状況について、会員銀行の検討に当たり必要な情報の提供等を随時実施。

時 期	概 要
2021年9月 2021年10月 2021年12月 2022年1月	「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(第1回～第4回)資料の全銀協ウェブサイトにおける公表について会員銀行に通知し、検討状況を共有。
2021年12月	2021年11月開催の第3回検討会までの議論を踏まえ、調査基準日時点における会員銀行の地方税統一QRコードへの対応に係る取組状況について確認するため、アンケート調査を実施。

会員銀行へのアンケート調査の実施

- 2021年12月、調査基準日時点における会員銀行の地方税統一QRコードへの対応に係る取組状況を確認すべく、以下要領でアンケート調査を実施(詳細は3頁)。

項 目	概 要
目的	銀行界の令和5年度からの地方税統一QRコードへの対応に係る取組状況について確認するためアンケート調査を行うもの
対象	- 全国銀行協会 正会員・準会員(※) ※ 都銀・地銀・第二地銀・信託・その他銀行。なお、外国銀行に関しては収納実態がなかったため、集計対象から除外。
調査基準日	2021年12月1日時点
アンケート期間	2021年12月7日～12月24日

地方税統一QRコード導入に係る銀行界の対応について②

- 全国地方銀行協会および第二地方銀行協会においては、両協会の会員銀行を対象とした全行説明会を随時開催。総務省・地方税共同機構・日本マルチペイメントネットワーク運営機構(JAMMO)等が登壇。また、質疑応答等も行うことで会員銀行における検討の促進を図っている。

2. 全国地方銀行協会による全行説明会

時 期	次 第
・ 2021年 9月30日	① 地方税統一QRコードの利用開始に向けた検討状況と会員銀行からの照会事項への回答(事務局) ② 地方税統一QRコード導入に伴う窓口収納の事務・システム対応の考え方(ベンダー) ③ ATM／営業店窓口における地方税統一QRコードの読取りに係る対応(ベンダー) ④ 事務センターにおける地方税統一QRコードの読取りに係るシステム対応(ベンダー) ⑤ 地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データへのセット内容(MPN運営機構) ⑥ 質疑応答
・ 2022年 1月14日	① 地方税統一QRコードの活用に係る検討会の中間取りまとめについて(総務省) ② 地方税統一QRコードを活用した地方税収納に関する事前取決事項ならびに地方税共同機構が開発するWebシステムおよびAPIについて ③ 地方税統一QRコードを活用したMPN一括伝送データの詳細とeLTAX連動試験の概要(MPN運営機構) ④ 地方税統一QRコードの導入に関する会員銀行からの照会事項の回答等(事務局)

3. 第二地方銀行協会による全行説明会

時 期	次 第
・ 2021年 10月25日	① 地方税税における統一QRコードの利用開始に向けた検討状況等(総務省) ② 地方税統一QRコードの導入に関するシステム対応について(ベンダー) ③ 「地方税統一QRコード」の導入に伴う収納事務・システム対応検討に関する当社の取組状況(ベンダー) ④ ATM／営業店窓口における地方税統一QRコードの取扱いについて(ベンダー) ⑤ 収納システム提供会社目線での検討事項(ベンダー) ⑥ 地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データへのセット内容(MPN運営機構) ⑦ 質疑応答等
・ 2022年 2月8日	① 地方税統一QRコード活用検討会の中間取りまとめについて(総務省) ② 地方税統一QRコードを活用した地方税収納に関する事前取決事項等について(地方税共同機構) ③ 地方税統一QRコードを活用したMPN一括伝送データの詳細とeLTAX連動試験の概要(MPN運営機構) ④ 質疑応答等

銀行界における地方税統一QRコードへの対応状況について

- 2021年12月、全銀協において会員に対し、調査基準日（2021年12月1日）時点における、会員の地方税統一QRコードへの対応に係る取組状況を確認するためアンケート調査を実施。
- 銀行界に関しては、都銀・地銀・第二地銀のすべての会員が2023年4月から対応する意向であることを確認。

地方税統一QRコードへの対応状況に係るアンケート調査結果

【調査基準日：2021年12月1日】

	対象数	窓口収納を行っていない先※1	窓口収納を行っている先※2				うち、指定金として窓口収納を行っている先※3		
			2023年4月 対応予定※4	2023年5月以降 対応予定※5	QR導入率		2023年4月 対応予定※4	QR導入率	
	A	B	C=A-B	D	E	F=(D+E)/C	G	H	I=H/G
都銀	5	0	5	5	—	100.0%	5	5	100.0%
地銀	62	0	62	62	—	100.0%	59	59	100.0%
第二地銀	37	0	37	37	—	100.0%	12	12	100.0%
その他※6	28	21	7	2	—	28.6%	—	—	—
合計	132	21	111	106	0	95.5%	76	76	100.0%

※1 地方自治体より、指定金融機関、収納代理金融機関等の指定を受けていない先および実店舗を持たない先

※2 調査基準日時点において、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割のうち1つ以上に関して、実店舗における窓口収納業務を行っている先

※3 「※2」のうち、指定金融機関として実店舗における窓口収納業務を行っている先

※4 調査基準日時点において、2023年4月の地方税統一QRコードへの対応に向けたeLTAX連動試験（2022年10-11月、2023年1-2月）に参加を予定している先

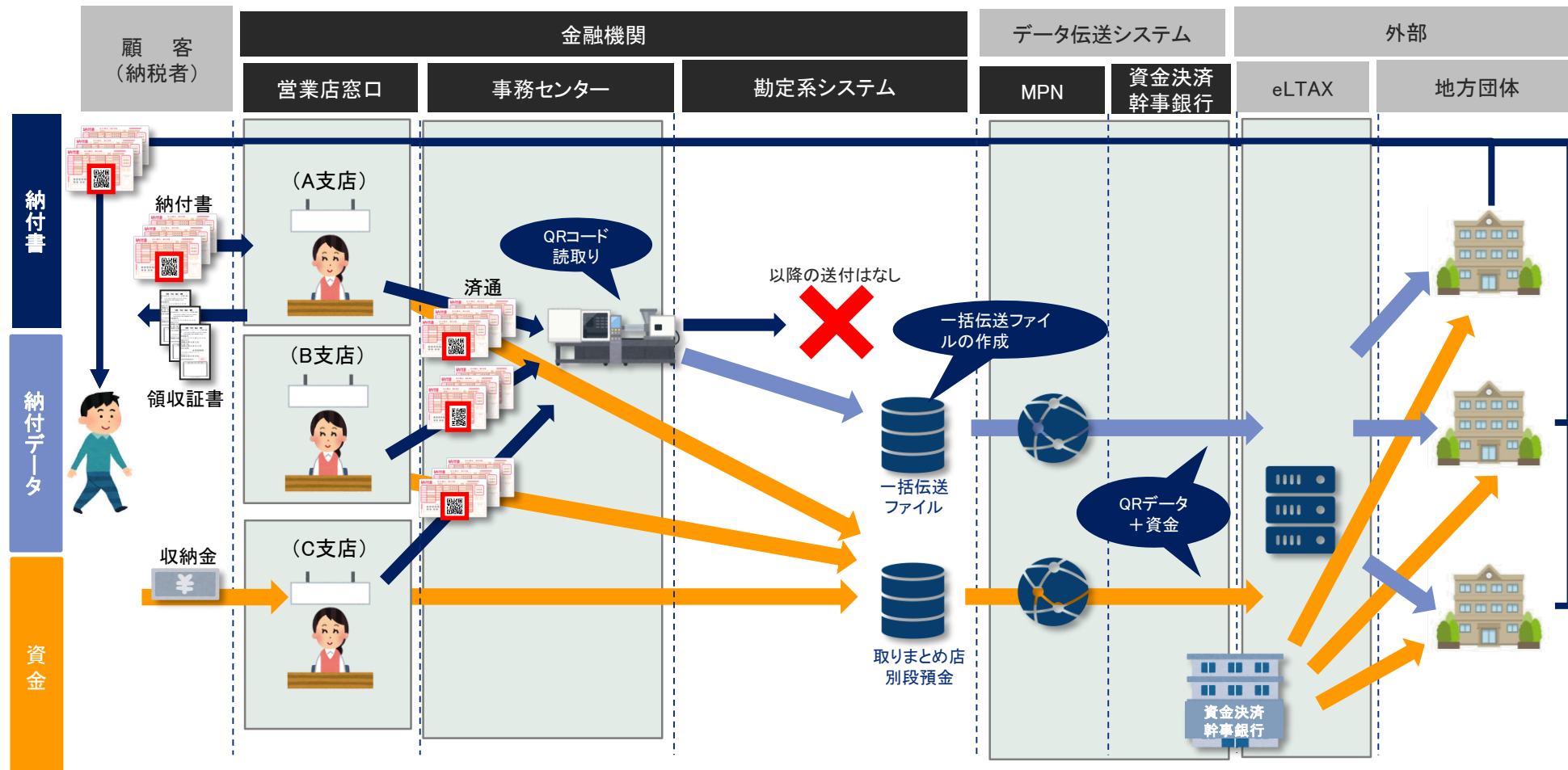
※5 調査基準日時点において、2023年4月の地方税統一QRコードへの対応に向けたeLTAX連動試験（2022年10-11月、2023年1-2月）に参加できないと見込まれる先

※6 信託銀行およびその他銀行（外国銀行を除く）

銀行における地方税統一QRコード対応後の業務フロー想定①（事務センター）

業務フロー想定（事務センター）※

→ 納付書の流れ → データの流れ → 資金の流れ

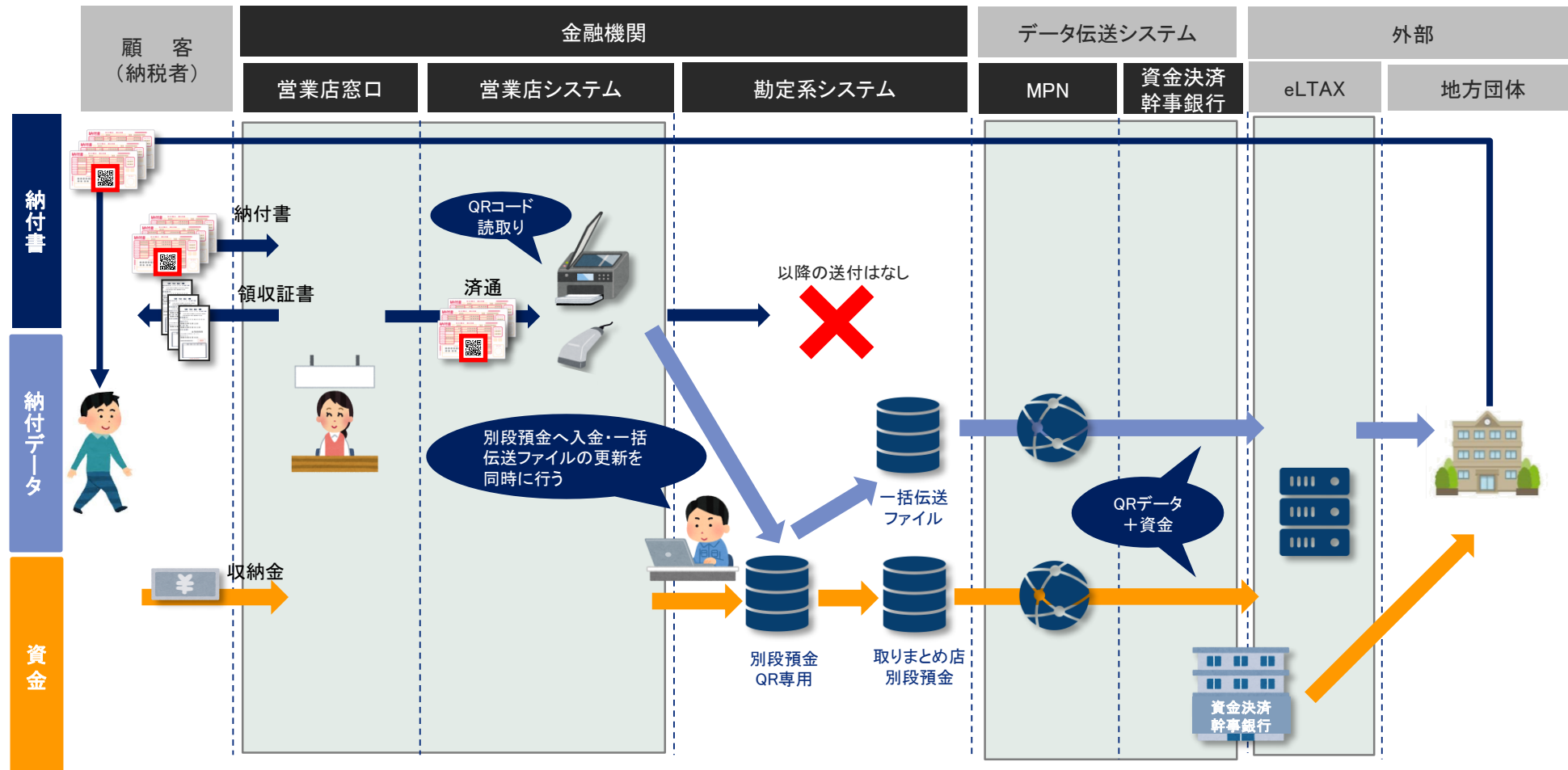


※銀行から聴取した業務フロー想定を参考に事務局において概要を例示するもの。実際の業務フローは各銀行によって異なる。

銀行における地方税統一QRコード対応後の業務フロー想定②（営業店窓口）

業務フロー想定（営業店窓口）※

→ 納付書の流れ → データの流れ → 資金の流れ



※銀行から聴取した業務フロー想定を参考に事務局において概要を例示するもの。実際の業務フローは各銀行によって異なる。



信用金庫業界における「地方税統一QRコード」 に係る検討・対応状況について

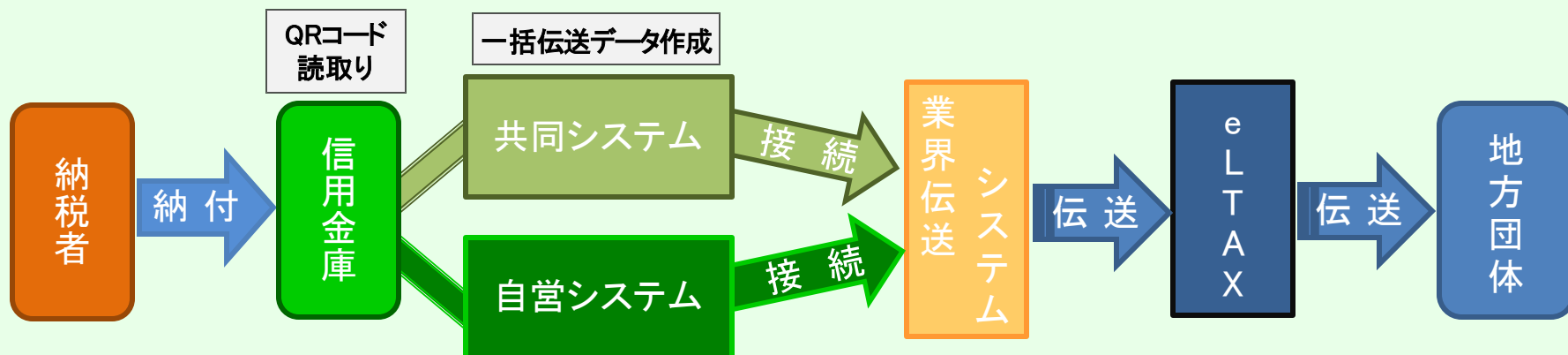
2022年3月14日

一般社団法人全国信用金庫協会

1. 信用金庫業界における対応状況

- 信用金庫業界においては、9割の信用金庫が共同システムに加盟しており、残り1割の自営システムを運営する信用金庫を含め、MPNによる伝送については業界関連組織が運営する統一の伝送システムで対応している。
- そのため、これまで検討が行われてきた地方税統一QRコードを活用した収納を実現させるためには、業界関連組織においてMPN一括伝送方式により地方税共通納税システム（eLTAX）へ伝送するためのシステム対応が必要となる。
- これを踏まえ、地方税統一QRコードへの対応にあたり、昨年末に業界対応方針について協議を行い、信用金庫及び業界関連組織は、次頁の方針に基づき対応を進めることとした。

《参考》地方税共通納税システム（ eLTAX ） への接続イメージ



2. 業界対応方針

- 信用金庫業界においては、令和5年度から地方税統一QRコードを活用した地方税収納を開始すべく、MPN一括伝送方式の導入を中心としたシステム改修等に係る対応を進めることとし、業界関連組織は信用金庫が円滑に態勢整備を行うことができるように必要な支援を行うこととしている。

3. 業界対応方針を踏まえた検討等

- 各信用金庫における地方税収納業務の現況、地方税統一QRコードへの対応に関する実務上の課題及び検討状況等の確認を行うため、昨年末にアンケート調査を実施し、調査結果を総務省、金融庁及び業界関連組織に情報連携のうえ、今後の具体的な対応に向けた課題等の把握を行った。
- 同アンケート調査の結果を踏まえ、個別信用金庫の態勢整備の参考に資するため、2月にオンライン説明会を実施し、検討会の「中間取りまとめ」等、業界関連組織のシステム対応の概要について説明を行うとともに、あらためて業界対応方針の周知徹底を図った。
- 今後の対応にあたっては、業界対応方針等を踏まえ、令和5年度からの運用開始ができるように準備を進めるが、信用金庫におけるQRコード収納に係る処理コストに見合う合理的な収納委託手数料が設定されなければ、地方税窓口収納業務の持続性を確保できなくなる信用金庫がでてくる等の懸念がある。

〔2022年11月末現在〕

◆ 信用金庫数	2 5 4 金庫
◆ 店 舗 数 (うち出張所	7,1 4 4 店舗 2 2 2 拠点)
◆ 役 職 員 数	1 0 5 千人
◆ 預 金 量	1 6 0 兆円
◆ 貸 出 金	7 8 兆円

出典：日本銀行、信金中金 統計資料

信用組合業界における 地方税統一QRコードに係る対応状況について

令和4年3月10日

一般社団法人 全国信用組合中央協会

1. 信組業態の対応方針・対応状況

(1) 信組業態としての対応状況

本件について、信組業態としては前向きに検討を進めていく方針。

なお、当業態は145信組のうち142信組が単一の共同センターに加盟している。

また、システム自営信組においても共同センターの一部である外接系システムを通じてMPN等、外部センターと接続することから、一義的には当制度への対応は共同センターが行うこととなる。

現在、本会および系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会、共同センターの運営主体である信組情報サービス株式会社と連携しながら、システム改修に向け検討を進めている状況。

(2) 信用組合の検討状況

前述の通り、システム改修は共同センターで行うこととなる。

システム改修後、傘下信用組合より、本件に係る利用申込を受付け、対応信用組合が確定することとなるが、令和3年12月に実施した意向調査の結果は以下の通り。

なお、現時点で対応しない方向と回答のあった29信組※の大半は、現在地方税の収納を行っていない(収納代理金融機関となっていない)信用組合となっている。

信用組合数	窓口収納を行っていない先	窓口収納を行っている先			
			令和6年度からの納税に対応予定	うち、指定金として窓口収納を行っている先	
					令和6年度からの納税に対応予定
145	29	116	112	11	11

※窓口収納を行っていない29信組のうち4信組から、令和6年度からの納税に対応予定と回答があったことから、現時点で対応しない方向としているのは29信組となる。

2. 信組業態の対応スケジュール

(1) 信組業態の対応スケジュール

前述の通り、本件に係るシステム改修は共同センターで行うこととなるが、現在、共同センターは8年に1度のシステム更改(令和5年5月移行予定)作業を実施しており、システムの機能追加等を凍結している。こうした期間に当初予定外のシステムを追加することは、更改後の安定稼働に支障を来す虞があることから、本件については、更改後のシステム安定稼働を確認後の機能追加とならざるを得ない。

対応時期については、現在開発ベンダーも含め検討しているところであるが、令和6年度からの納税に対応できるよう検討を進めている。

(2) システム対応が完了するまでの代替措置等

当業態のシステム対応が完了するまでの代替措置等については、現在検討を進めているが、一括伝送による対応を最優先に考えたうえで、引き続き、関係先とも協議していくこととしたい。

以上

地方税統一QRコードへの対応について

令和4年3月14日(月)
一般社団法人 全国労働金庫協会
労働金庫連合会

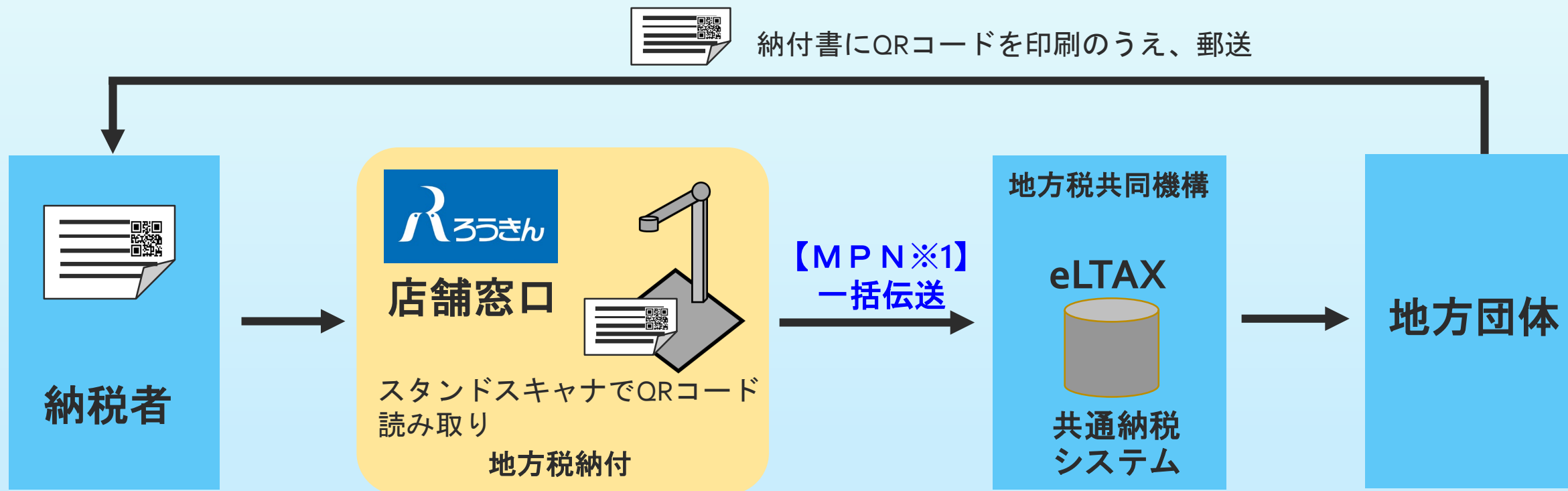
1.ろうきん業態の対応方針

- 令和5年4月の開始に間に合うように、QRコードによる地方税納付に向けたシステム対応、業務フローの確定等を行うことを予定している。

2.ろうきん業態の傘下の金融機関の対応状況

- ろうきん業態傘下の13金庫すべてが業態統一システムを使用しているため、全金庫が業態方針に基づいて対応する。

3. QRコード対応後の業務フロー(想定)



※1 マルチペイメントネットワーク

※上記業務フローは、現時点のイメージ図です。実際の業務フローが変更となる可能性もあります。

4. 地方税統一QRコードへの対応状況一覧表

	金融機関数	窓口収納を行っていない先	窓口収納を行っている先							
				2023年4月 対応予定	2023年5月以 降対応予定	QR導入率 $F=(D+E)/C$	うち、指定金として窓口収納を行っている先			
								2023年4月 対応予定	2023年5月以 降対応予定	QR導入率 $J=(H+I)/G$
	A	B	$C=A-B$	D	E	$F=(D+E)/C$	G	H	I	$J=(H+I)/G$
労働金庫	13	—	13	13	—	100.0%	—			

※労金業態で指定金となっている金庫はありません。

JAバンクにおける 地方税統一QRコード対応状況について

2022年3月14日
農 林 中 央 金 庫

JAバンク 対応方針

JAバンクとしては、地方税統一QRコード対応に向けた開発を行う方向で検討中

- JAバンクの本件に関するシステムインフラは当金庫が運営を担う全国統一のシステムであり、当金庫にて本件対応に向けた検討を進めている状況。
- JAバンク会員数は、JA（農協）563、JA信農連32、当金庫の合計596（2021年4月1日現在）。

対応スケ ジュール （案）

2024/7以降、約1年程度をかけて窓口端末更改を終えたJAより順次開始する方向で検討中

- JAバンクでは窓口端末更改対応中であり、既に制度導入2023/4月に間に合わせることは極めて困難な開発工程にある状況。
- 制度導入には間に合わないものの、本件趣旨等踏まえ、可能な限り早く対応すべく、窓口端末更改にあわせ導入する方向で進めている。

システム対 応完了まで の対応 （案）

現時点では既存の納税方法による対応を継続する方向

- JAバンクの窓口端末更改が完了するまでの対応については、継続検討中だが、現時点では既存の納税方法による対応を継続する方向。
- 加えて、「非対面チャネルでの納税」機能の強化・利用促進を検討し、お客様の利便性向上、ならびに地方公共団体への紙ベースでの収納を減らす取組みを実施する方向。

※上記は、検討中の内容を含んでおり、今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

JFマリンバンクにおける 地方税統一QRコード対応状況について

2022年3月14日
農 林 中 央 金 庫

JFマリン
バンクの
対応方針

利用者の利便性・ニーズを見極めたうえで、①JAバンクへの委託スキームの構築、あるいは②業態自前開発(2026年以降)のいずれかで対応し、地方公共団体の効率化に寄与していく方向で検討中。

- JFマリンバンクは、(株)全国漁協オンラインセンター（以下、「全オン」）が運営する全国統一システムを利用しており、同社と本件対応の検討を進めている状況。
- JFマリンバンク会員数は、JF（漁協）75、信漁連13、当金庫の合計89会員。
- JFマリンバンク会員に指定金はなく、指定代理(3県)以外は収納代理のみ。

対応スケ
ジュール
(案)

業態自前開発は、系統決済データ通信システム（「系統センタ」）の対応が2024/7月になること、2025/1月のセンタ移転・ホスト更改等により、最速2026年頃。

- 全オンは、MPN等外部センタと系統センタを経由して接続しているが、系統センタのMPN一括伝送方式対応は2024/7月（JAバンクと同様）。
- JAバンクと同じタイミングでの対応が可能か検討したが、全オンは足元、対応必須な開発案件の積上りにより、2024/7月リリースは困難と判断。
- 全オンは、2025/1月のセンタ移転・ホスト更改（3年にわたるプロジェクトの間、新旧併存となる）、およびホスト更改前後の凍結期間等（予備日を含む）、系統センタのホスト更改もあり、最速で2026年頃となる。

対応完了ま
での取組
(案)

既存の個人IB（NFdesk）や貯金口座自動振替による納税推進を図る。

- しかしながら、上記のとおり、前倒しでのシステム開発は極めて困難な状況であり、既存の納税方法による事務継続も選択肢とする。加えて、「個人IB（NFdesk）や貯金口座自動振替での納税推進」の利用促進を検討し、利用者の利便性確保、ならびに地方公共団体への紙ベースでの収納を減らす取組みを実施する方向。

地方税統一QRコード導入に向けた取り組み等

2022年3月14日
株式会社ゆうちょ銀行
事務部門 事務統括部

本紙について、ゆうちょ銀行・郵便局へのお問い合わせは、お控えくださいますようお願いいたします

1. 税公金収納の課題

- ・ 税公金の収納事務は、紙による収納作業に手作業を多く要し、窓口や後方手続きを担う貯金事務センターの負担が大きい
- ・ さらに、団体ごとに異なる取り扱いルールが存在し、作業が複雑化
- ・ 口座振替や、カク公帳票により非対面取引の増加を目指してきたが、窓口収納が依然として多い状況

⇒ **窓口収納を維持するため、大きな処理コストを負担**

<窓口>

- 地方公共団体や税目ごとに、納付書の様式、納付期限や延滞金の考え方が異なる
⇒ 窓口での確認箇所が多く、取り扱いに時間を要する
- 金融機関控の保管・保存
⇒ 顧客情報の厳格な管理、公金検査対応時に速やかに対応できるよう、保管・保存が必要

<後方（貯金事務センター）>

- 地方公共団体ごとに、取りまとめ方法が異なる
⇒ 機械で分類後、添表、日計表等を作成し、納入済通知書に添付して地方公共団体に送付
- 取りまとめ時限が短い、かつ指定された時間までに納入済通知書等の現物の持ち出しが必要
- 納付期限直後に繁忙が集中（毎月10日・20日・月末等、納付期限の直後に処理量増）
⇒ 繁閑の差が大きく、要員配置が難しい

地方税統一QRコード導入への大きな期待

- ・ 納税者 : 税公金の納付チャネルの拡大
- ・ 自治体 : 収納情報の消込作業の効率化
- ・ 金融機関 : 非対面チャネルへの誘導、税公金収納事務のコスト削減

- ・ 2023年5月から、地方税統一QRコード収納に対応するためにシステム開発等を実施中
- ・ あわせて、非対面チャネル（スマートフォン等）による地方税統一QRコード収納を準備中
- ・ 地方税統一QRコード納付書の作成基準および様式審査申請手順を準備中

①QRコード印字エリア確保のための協力

カク公帳票のクリアゾーンの一部である日附印欄下部をQRコード印字エリアとするため、当行窓口端末機での処理結果の印字やATMの処理に影響がないよう、従来の印字位置やチェック条件を変更するシステム開発を実施中

（QRコード印字後も、ATMでカク公（MPN含む）として納付可）

地方税統一QRコード印字エリアを確保するためのシステム開発を実施中

②地方税統一QRコード収納へのシステム対応

2023年5月から、地方税統一QRコード収納に対応できるようシステム開発中

ー非対面チャネル（スマートフォン等）による地方税統一QRコード収納を、あわせて準備中

⇒ 2023年5月に10年に1回の当行基幹システムの更改があり、それにあわせて開発を実施

2023年4月～開発完了までの間は、従来どおりの処理を行いますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

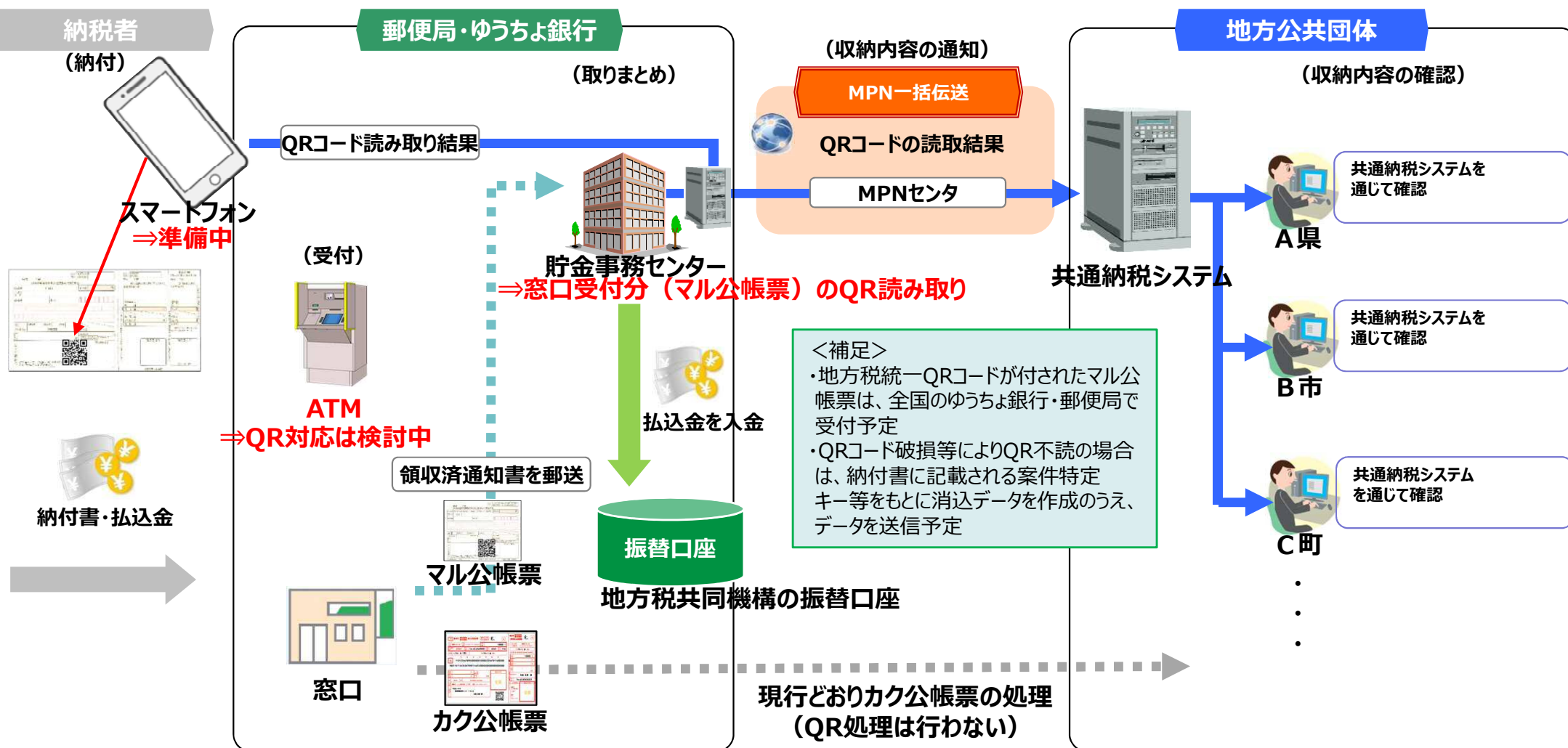
③納付書作成基準および様式申請手順の作成

全国の金融機関等の窓口で税公金収納が円滑に行えるよう、地方税統一QRコード納付書の作成基準を関係団体と準備中
また、作成基準どおりに納付書が作成されていることを、当行において様式審査を実施予定

※ 地方税統一QRコード納付書の作成基準および様式審査申請手順は、2022年3月中に確定版を公表予定

3. 地方税統一QRコードの処理スキーム＜検討中＞

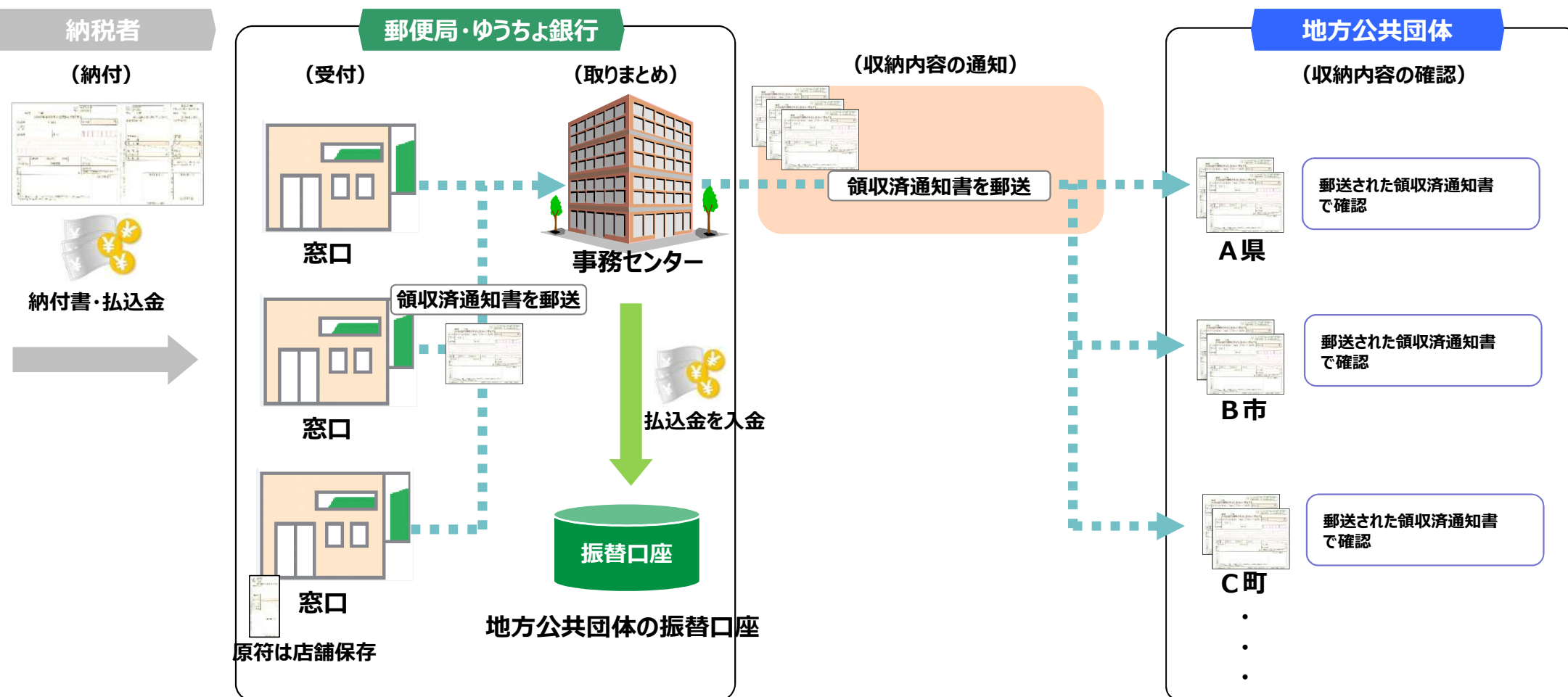
- ・ 今後はスマートフォンで簡単・便利にいつでもどこでも、QRコードで納付していただくことが基本
- ・ ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口では、マル公帳票はQRコード読み取りは行わず、貯金事務センターへ納入済通知書を郵送。貯金事務センターでQRコードを読み取り・消込データを作成のうえ、MPN一括伝送方式で連携
- ・ QRコードが印字されたカク公帳票は、引き続き現行どおりの処理を実施（QRコード処理は行わない）



4. 今後の検討課題等

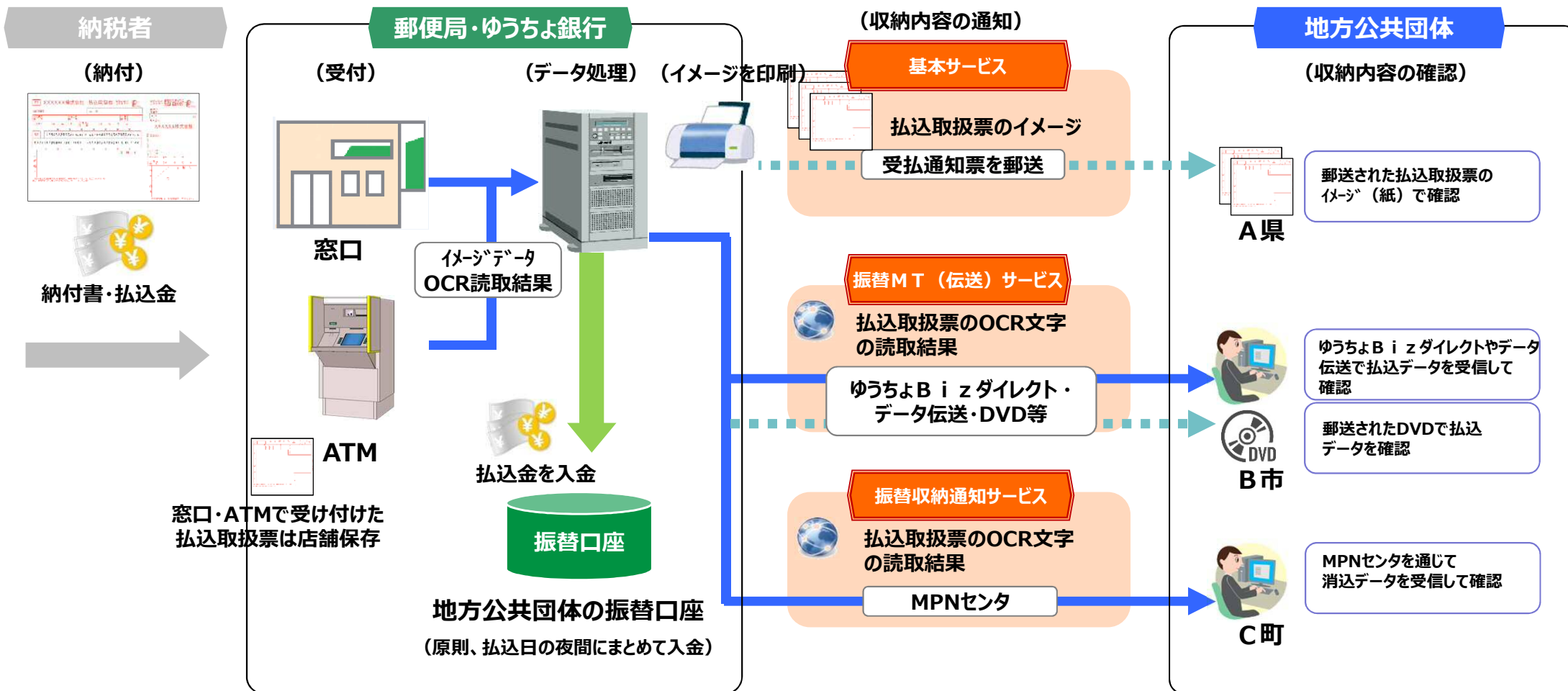
- 地方税統一QRコード収納における、取扱料金水準・料金体系の決定
 - － 窓口収納を維持するためには、金融機関のコストに配慮した料金水準・料金体系の検討が必要
- 地方税統一QRコードの対象範囲の拡大
 - － 地方税だけでなく、「介護保険料」や「国民健康保険料」などの各種料金への拡大が必要
- 地方税統一QRコードがない納付書の料金見直し
 - － 窓口収納を維持するためには、地方税統一QRコードの処理よりコストがかかる、QRコードが付与されない納付書（収納代理契約等に基づく処理）の手数料の見直しが必要

- ・ 納税者からマル公帳票を受け付けて、公金を収納
- ・ 納入済通知書を、ゆうちょ銀行・郵便局から貯金事務センター (全国11か所) に郵送し、取りまとめを実施
- ・ マル公帳票による公金収納は、エリアごとの制限あり
(例：大阪府の地方公共団体の納付書は、近畿2府4県の郵便局のみ納付可)



(参考②) カク公帳票による公金収納 (現行処理)

- ・ ゆうちょ銀行の通常払込みとして、カク公帳票 (振替払込書) を納税者から受け付けて公金を収納
- ・ カク公帳票 (振替払込書) の払込取扱票部 (納入済通知書に相当) のイメージ、払込取扱票部に記載のコードデータの連携等により、収納内容を知
- ・ 全国のゆうちょ銀行・郵便局およびATMで、納付可能 (MPN帳票はダイレクトサービスでも納付可)



地方税統一QRコード納付書の作成基準

2 0 2 2 年 3 月 3 1 日

地方税共同機構
株式会社ゆうちょ銀行

地方税統一QRコード納付書の作成基準

現在の納付書様式	納付書の種類	QR対応を行う場合の様式作成基準
カク公	・MPN標準帳票 ・カク公（MT・DT・一般）帳票 公 ・ 帳票に「□に公」の表示 	別紙 1 「QR様式（カク公）作成基準」 に基づき、作成をお願いします。
マル公	・MPN標準帳票（準拠）帳票 ・上記以外のマル公帳票 公 ・ 帳票に「○に公」の表示 	別紙 2 「QR様式（マル公）作成基準」 に基づき、作成をお願いします。
地方団体独自帳票	・マル公・カク公以外の帳票	

【別紙1】QR様式（カク公）作成基準①

- ① 納入済通知書表面（払込取扱票部）に「eLマーク」が印字されていること（推奨）
 - ② 納入済通知書表面（払込取扱票部）の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること
※ QRコードの周囲に、可能な限り余白を設けたうえで、「eL-QR」の表示を推奨
 - ③ 納入済通知書表面に「eL番号（案件特定キー等）」が印字されていること（必須。ただし原符および領収書への記載は推奨）
 - ④ 上記以外の点については、従前の基準どおりに作成されていること（ただし、3票の構成を満たしていること（※））
※ QR様式（カク公）は、ゆうちょ銀行（郵便局含む。以下同様）以外の全国の金融機関窓口での受付を新たに可能とすることから、3票式とする
ただし、現在使用している2票式のカク公帳票を継続使用する（QRコードを付与しない）ことも可能（ゆうちょ銀行の窓口、ATMは従前どおり利用可能）
※ ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき、従前どおりカク公処理を行う（QR処理は行わない）
この場合、ゆうちょ銀行においては、「振替払込請求書兼受領証（金融機関用）」部（2票目）を領収証書として取り扱う（3票目は処理を行わずに納税者に返却する）
（ゆうちょ銀行以外の金融機関においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合は、QRコードにより処理を行う）
- 注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合は、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

例：MPN標準帳票 ※ MPN 標準帳票の作成基準につき、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。

The diagram shows a sample of an MPN standard receipt (MPN標準帳票) with three parts: a payment slip (払込取扱票), a receipt (領収証書), and a QR code area. Callouts indicate specific requirements:

- ①** Points to the "eL" mark in the top right corner of the payment slip.
- ②** Points to the QR code area in the bottom right corner of the payment slip, with a note: "右側破線部から35mm" (35mm from the right dashed line).
- ③** Points to the "eL" number in the top right corner of the receipt.

The payment slip (払込取扱票) includes the following information:

- 77 四角県 払込取扱票
- 加入者名: ○○県出納長
- 口座番号: 01234-5-678901
- 合計金額: 45000 円
- 納付番号: 12345
- 納付区分: 123
- 令和3年度
- 令和3年5月31日
- 四角県 自動車税事務所

The receipt (領収証書) includes the following information:

- 納付者氏名: ベイジー 太郎 様
- eL番号: 12345-1234567890
- 登録番号: 1234567890-123456-123
- 登録年月日: 令和3年4月1日
- 納期限: 令和3年5月31日
- 合計金額: 45000 円
- 納税者氏名: ベイジー 太郎 様
- 主管所名: 四角県 自動車税事務所

The QR code area includes the following information:

- Barcode: (91)948000-0123456789012345678900 050531-0-045000-0
- QR code: eL-QR

【別紙1】QR様式（カク公）作成基準②

例：MT帳票

The diagram illustrates the layout of an MT receipt, divided into three main sections: the receipt body, the request for payment, and the tax certificate.

- Receipt Body (Left):** Contains fields for company name (株式会社ABC), address (大手町), and amount (2457). It also includes a QR code labeled "eL-QR" and a callout indicating the bottom of the receipt is 20mm from the edge.
- Request for Payment (Middle):** Contains fields for company name (株式会社ABC), address (大手町), and amount (2457). It also includes a QR code labeled "eL-QR" and a callout indicating the right side of the receipt is 35mm from the edge.
- Tax Certificate (Right):** Contains fields for company name (株式会社ABC), address (大手町), and amount (2457). It also includes a QR code labeled "eL-QR" and a callout indicating the right side of the receipt is 35mm from the edge.

Callouts and dimensions:

- ①: Top right corner of the receipt body.
- ②: Bottom right corner of the receipt body.
- ③: Bottom left corner of the receipt body.
- 右側破線部から35mm: Right side dashed line from 35mm.
- 帳票下端から20mm: Bottom of receipt from 20mm.

例：DT帳票

The diagram illustrates the layout of a DT receipt, divided into three main sections: the receipt body, the request for payment, and the tax certificate.

- Receipt Body (Left):** Contains fields for company name (株式会社ABC), address (大手町), and amount (2457). It also includes a QR code labeled "eL-QR" and a callout indicating the bottom of the receipt is 20mm from the edge.
- Request for Payment (Middle):** Contains fields for company name (株式会社ABC), address (大手町), and amount (2457). It also includes a QR code labeled "eL-QR" and a callout indicating the right side of the receipt is 35mm from the edge.
- Tax Certificate (Right):** Contains fields for company name (株式会社ABC), address (大手町), and amount (2457). It also includes a QR code labeled "eL-QR" and a callout indicating the right side of the receipt is 35mm from the edge.

Callouts and dimensions:

- ①: Top right corner of the receipt body.
- ②: Bottom right corner of the receipt body.
- ③: Bottom left corner of the receipt body.
- 右側破線部から35mm: Right side dashed line from 35mm.
- 帳票下端から20mm: Bottom of receipt from 20mm.

【別紙1】QR様式（カク公）作成基準③

例：一般帳票

①

07 払込取扱票(振込通知書)

口座記号番号 金額 千 百 十 万 千 百 十 円

0 0 1 9 0 4 9 6 9 9 0 1 2 3 5 7 8

加入者名 株式会社ゆうちょ銀行 公金用

振込先 株式会社ABC 銀行 大手町 支店

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

日付印

③

eL-QR 見本

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受取書)

口座記号番号 金額 千 百 十 万 千 百 十 円

0 0 1 9 0 4 9 6 9 9 0 1 2 3 5 7 8

加入者名 株式会社ゆうちょ銀行 公金用

振込先 株式会社ABC 銀行 大手町 支店

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎 様

備考 日付印

②

納税通知書兼領収証書

口座記号番号 金額 千 百 十 万 千 百 十 円

0 0 1 9 0 4 9 6 9 9 0 1 2 3 5 7 8

加入者名 株式会社ゆうちょ銀行 公金用

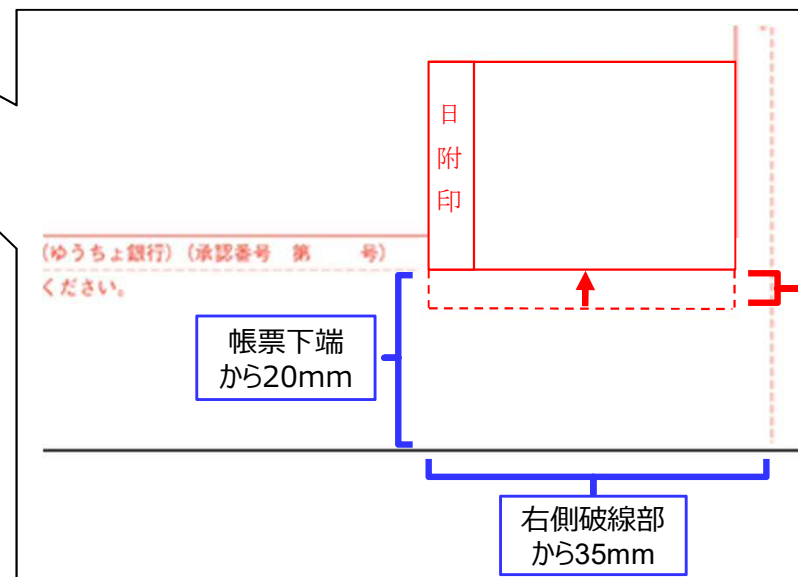
振込先 株式会社ABC 銀行 大手町 支店

おとこみ・おなまえ eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

料 日付印

備 考



【別紙 2】QR様式（マル公）作成基準①

- MPN標準帳票準拠帳票、既存のマル公帳票、地方団体独自帳票については、別表の基準を満たしていること

例：MPN標準帳票準拋帳票（公金QR樣式）

[illegible]

【別紙2】QR様式（マル公）作成基準② 別表

項番	項目	QR様式（マル公）の作成基準	（参考）QR様式以外のマル公様式の作成基準
①	QRコード等	㊦ 納入済通知書表面に「eLマーク」の記載を推奨 ※ 刷色・文字フォントは任意 ㊦ 納入済通知書表面に、地方税統一QRコードが印字されていること ※ QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨 ※ 「eL-QR」の表示を推奨（刷色・文字フォントは任意） ㊦ 納入済通知書表面に「eL番号（案件特定キー等）」が印字されていること ※ 刷色・文字フォントは任意	—
②	納付書の構成	・3票式であること ・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること	・3票式であること ・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること
③	マル公の表示	・各表題部の先頭または後方に表示	・各表題部の先頭または後方に表示
④	加入者名	・各票上部に、口座番号・加入者名欄を隣接して設欄 （既存納付書において欄がない場合は、設欄不要）	・「〇〇市会計管理者」のように、口座名称を表示 ・各票上部に、口座番号欄・加入者名欄を隣接して設欄
⑤	口座番号		
⑥	払込人住所氏名欄	・払込人住所氏名欄を設欄 （住所非表示の場合、氏名のみで可）	・払込人住所氏名欄を設欄 （住所非表示の場合、氏名のみで可）
⑦	金額欄	・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄	・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄
⑧	日附印欄	・各票下部に設欄（縦横30mm以上を推奨）	・各票下部に設欄（縦横30mm以上を推奨）
⑨	公金取りまとめ店欄	・「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示	・「ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」のように、自治体の所在する地域を受け持つ貯金事務センター名を表示
⑩	保管場所	・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関（郵便局）保管」、「市町村保管」のように表示	・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関（郵便局）保管」、「市町村保管」のように表示
⑪	納付場所	・「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」等（審査時はネガティブチェックのみ）	・納税通知書に、払込み等が可能な取扱店の範囲を、「近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局」のように表示
⑫	その他※ （準拠帳票を想定）	・ページマークは表示不可 ・払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため） ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため） ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること	・ページマークは表示不可 ・払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため） ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため） ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること ・納入済通知書下部（クリアゾーン）に「ATM読取不可」等の注意文言を表示

※ ⑫準拠帳票での表示不可事項は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。

注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

お問い合わせ先

納付書の作成基準等に関する疑問点等は、Q&Aをご参照ください

Q&Aをご確認いただいても解決しない場合は、下表のお問い合わせ先にご連絡ください

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
納付書作成基準の内、 ①「eLマーク」、②「eL番号（案件特定キー等）」、 ③「eL-QR」の表示、④「地方税統一QRコードの規格」 に関するお問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「MPN標準帳票」、「MPN標準帳票準拠帳票」 に関するお問い合わせ	日本マルチペイメントネットワーク運営機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」 に関するお問い合わせ	『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』に 関しては、次のURLをご参照ください https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html お問い合わせにつきましては、契約先(または契約予定の)収 納代行事業者、収納代行事業者を介さずにコンビニエンスス トアチェーンと直接契約(または契約予定) の場合はコンビニエ ンスストアチェーンまでお願いいたします
上記以外の納付書の作成基準に関するお問い合わせ	ゆうちょ銀行貯金事務センターにお問合せください
その他、地方税統一QRコードの制度面等に関する全般の お問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください

地方税統一QRコード納付書の様式審査申請手順 【地方団体向け】

2022年3月31日
株式会社ゆうちょ銀行
事務部門 事務統括部

地方税統一QRコード納付書の様式審査の概要

全国の金融機関等の窓口において、税公金の収納事務が円滑に行えるよう、当行において地方団体で作成されたQRコード付き納付書が、「地方税統一QRコード納付書の作成基準」に則り作成されていることを、様式審査等で確認させていただきます。
ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 短期間で効率的に様式審査を行うため、**すでに当行において公金収納を行っている様式で、既存様式との変更点が地方税統一QRコードの印字のみの場合は、様式審査を省略**いたします。

※ 様式作成基準を満たしていない場合、ゆうちょ銀行・郵便局窓口で公金収納をお断りする場合がございますので、地方団体におかれましては様式作成基準を満たしていることをご確認をお願いいたします。

※ 様式審査を省略した場合であっても、様式見本品の提出をお願いいたします。

既存の納付書様式	既存様式で変更点がQRコードの印字のみ	左記以外（新規作成・様式変更）
カク公	（様式審査不要）読み取りテストのみ	様式審査 + 読み取りテスト
マル公	（様式審査不要）読み取りテストのみ	様式審査 + 読み取りテスト
地方団体独自帳票 （マル公・カク公以外の帳票）		

- 当行において、様式審査体制等を整備・構築するにあたり、地方団体からの様式審査依頼件数・時期を把握する必要があることから、**すべての地方団体様において、「地方税統一QRコード様式 審査申請書」の提出をお願いいたします。**

- 当行における様式審査・読み取りテストは、次の観点で実施しますのでご了承ください。

既存の納付書様式	様式審査	読み取りテスト※
カク公	様式作成基準に則り作成されていること	当行の窓口端末機等の機械処理（カク公処理）が問題なく実施できること
マル公	様式作成基準に則り作成されていること	当行の貯金事務センターに設置している高速スキャナでQRコードが認識できること
地方団体独自帳票 （マル公・カク公以外の帳票）		

※ 当行における読み取りテストは、QRコードの読み取りテスト（QRコードの規格が正しいこと等の確認）ではありません。

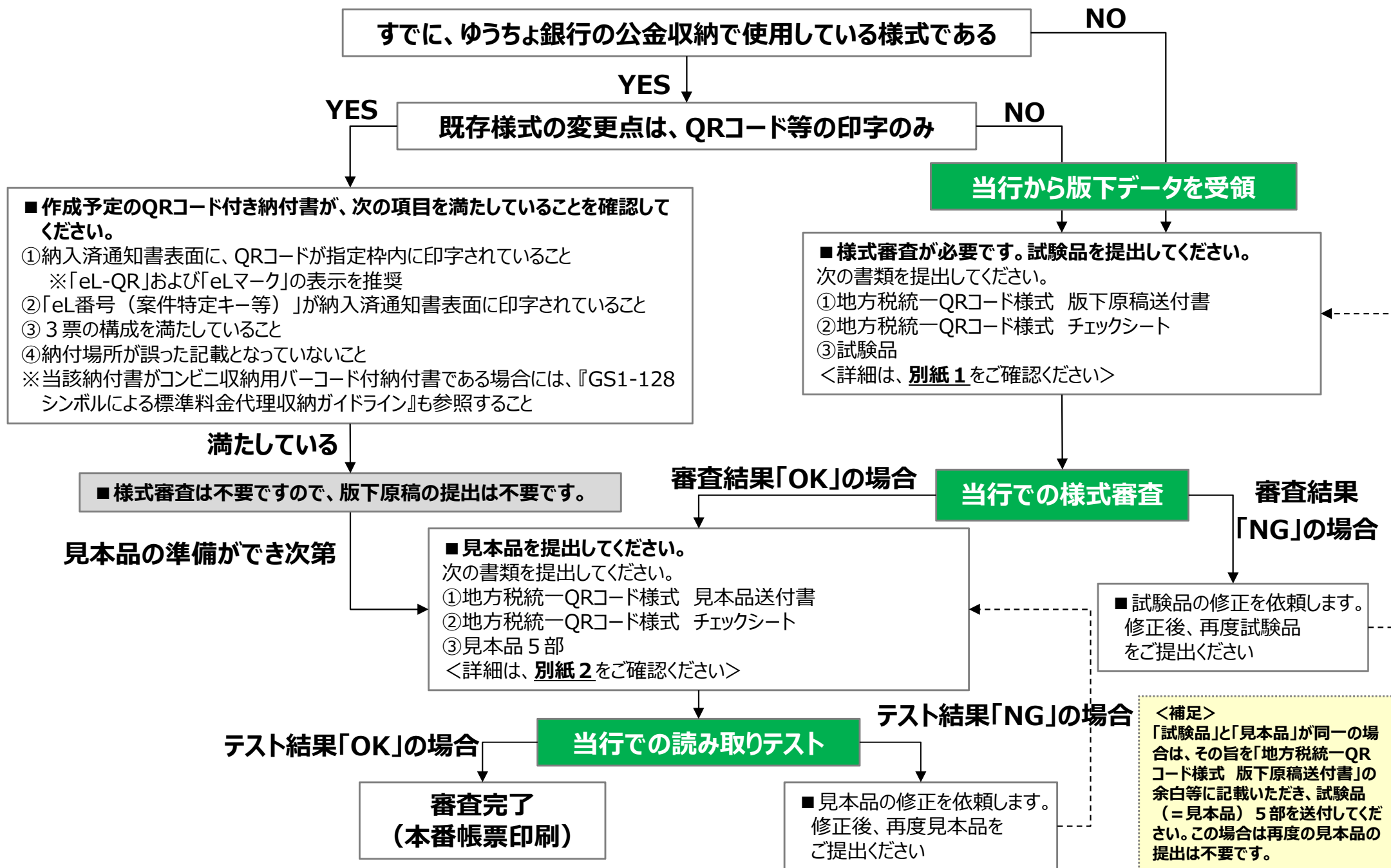
納付書の審査申請の流れ

地方税統一QRコード納付書の審査申請の流れは、下表のとおりです。

様式審査申請手順	ご対応頂きたい内容	提出期限
① 様式審査申請フローのご確認	・作成いただく納付書の種類に応じて、「カク公帳票」または「マル公帳票（地方団体独自帳票を含む）」の 様式審査申請フロー をご確認ください。	—
② 様式審査申請書のご提出	・ すべての地方団体において、上記確認結果をもとに様式審査申請書を作成いただき 、電子メールで当行貯金事務センターに ご提出ください 。 ・ご提出いただいた後、カク公の様式審査が必要となる場合は、当行から版下データをお送りします。	2022年4月末
様式審査なし 様式審査あり ③ 版下原稿等のご提出	・様式審査が必要な版下原稿（カク公の場合は、試験品）について、 版下原稿送付書・様式チェックシート を作成いただき、当行貯金事務センターに電子メールまたは郵送で ご提出ください 。	2022年8月末（※）
④ 【（当行作業）様式審査】	・様式基準に従い、当行で審査を行います。（通常約1か月程度） ・調整が必要な場合は、申請書に記載いただいた連絡先にご連絡いたします。	—
⑤ 様式審査結果の受領	・ 様式審査の結果を、ご連絡いたします 。結果を受領次第、様式見本品のご提出準備をお願いします。	—
⑥ 見本品のご提出	・見本品について、 見本品送付書・様式チェックシート を作成いただき、当行貯金事務センターに郵送で ご提出ください 。	2022年10月末（※）
⑦ 【（当行作業）読み取りテスト】	・当行機器にて、読み取りテストを実施します。 ・調整が必要となった場合は、申請書に記載いただいた連絡先にご連絡いたします。	—
⑧ 読み取りテスト結果の受領 （カク公帳票に限る）	・ カク公帳票に限り、読み取りテスト結果をご連絡いたします 。	—

※ 提出期限に関わらず、お早めにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

「カク公帳票」の様式審査申請フロー



「マル公帳票（地方団体独自帳票を含む）」の様式審査申請フロー

すでに、ゆうちょ銀行の公金収納で使用している様式である

NO

YES

YES

既存様式の変更点は、QRコード等の印字のみ

NO

■ 作成予定のQRコード付き納付書が、次の項目を満たしていることを確認してください。

- ① 納入済通知書表面に、QRコードが印字されていること
※「eL-QR」および「eLマーク」の表示を推奨
 - ② 「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること
 - ③ 3票の構成を満たしていること
 - ④ 納付場所が誤った記載となっていないこと
 - ⑤ 公金取りまとめ欄が、「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と記載されていること
- ※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

■ 様式審査は不要ですので、版下原稿の提出は不要です。

見本品の準備ができ次第

審査結果「OK」の場合

■ 見本品を提出してください。

- 次の書類を提出してください。
- ① 地方税統一QRコード様式 見本品送付書
 - ② 地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③ 見本品 5部
- <詳細は、別紙2をご確認ください>

当行での読み取りテスト

完了

■ 様式審査が必要です。版下原稿を提出してください。

次の書類を提出してください。

- ① 地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書
 - ② 地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③ 版下原稿
- <詳細は、別紙1をご確認ください>

当行での様式審査

審査結果
「NG」の場合■ 版下原稿の修正を依頼します。
修正後、再度版下原稿
をご提出ください

<注意点>

マル公帳票の読み取りテストは、
高速スキャナのQRコード認識調整
を行うものであり、読み取りテスト
結果は、原則通知しません。

- 各地方団体の様式審査依頼件数・依頼時期等を把握するため、「地方税統一QRコード様式 審査申請書」に必要事項をご入力の上、ご提出ください。

【提出物】

地方税統一QRコード様式 審査申請書

【提出方法】

原則、電子メール

※メール件名は、「【△△県●●市】地方税統一QRコード様式審査申請書」としてください。

※電子メールが不可の場合は、郵送でご提出ください。

※送付先メールアドレスまたは郵送先住所は、**別紙3**をご確認ください。

【提出期限】

2022年4月末まで

【別紙 1】版下原稿（試験品）の提出方法

- 「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」を記入いただき、版下原稿（試験品）とあわせて、電子メールまたは郵送でご提出ください。

【提出物】

- ① 地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書
- ② 地方税統一QRコード様式 チェックシート
- ③ 版下原稿（マル公の場合）または試験品（カク公の場合）

※ すでに当行における公金収納で使用している様式の場合は、既存様式（旧様式）をあわせてご提出ください

【提出方法】

電子メールまたは郵送

※ 電子メールの場合、メール件名は、「【△△県●●市】地方税統一QRコード様式版下原稿送付書」としてください

※ 送付先メールアドレスまたは郵送先住所は、**別紙 3**をご確認ください。

【提出期限】

2022年8月末までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

※ 上記期限までのご提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の 2 か月前までにご提出ください。

※ 提出期限に関わらず、提出可能な様式は、お早めのご提出にご協力をお願いいたします。

【様式審査に要する期間】

版下原稿（試験品）受領後、1 か月程度を目安に結果を通知する予定です。

※ 審査依頼の集中等により、結果通知が後ろ倒しとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 「地方税統一QRコード様式 見本品送付書」を記入いただき、見本品とあわせて郵送でご提出ください。

【提出物】

- ① 地方税統一QRコード様式 見本品送付書
 - ② 地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③ 見本品 5部 （1帳票につき5部ご提出ください）
- ※ 既存様式との変更点がQRコードの有無のみの場合で、版下原稿（試験品）をご提出いただいていない場合は、既存様式（旧様式）をあわせてご提出ください。

【提出方法】

郵送

※ 郵送先住所は、**別紙 3**をご確認ください。

【提出期限】

2022年10月末までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※ **上記期限までのご提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の1か月前までにご提出ください。**

※ 提出期限に関わらず、提出可能な様式は、お早めのご提出にご協力をお願いいたします。

【読み取りテストに要する期間】

見本品受領後、1か月程度を目安に結果を通知する予定です。（カク公帳票に限る）

※ 見本品送付時期の集中等により、結果通知が後ろ倒しとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

【別紙3】版下原稿・見本品の提出先

- ・ 版下原稿（試験品）および見本品の提出先は次表のとおりです。
- ・ 「地方税統一QRコード様式 審査申請書」は、地方団体が所在する都道府県を所管する貯金事務センターにご提出ください。
- ・ カク公QR帳票は、利用サービス（MPN・MT・DT・一般）により提出先が異なりますので、ご注意ください。
※ 電子メールで提出される場合は、メールを送付した旨をお電話にてご連絡くださいますよう、お願いいたします。

地方団体の所在する都道府県			貯金事務センター					
マル公（地方団体独自帳票を含む）	カク公（一般）	カク公（MT、DT、MPN）	所管事務センター	郵便番号	住所	担当課	e-mailアドレス	電話番号
北海道	—	—	小樽貯金事務センター	各貯金事務センターの住所等は地方団体に個別に開示				
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	—	—	仙台貯金事務センター					
神奈川県、山梨県	—	—	横浜貯金事務センター					
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都	※東日本地域	全国	東京貯金事務センター					
新潟県、長野県	—	—	長野貯金事務センター					
富山県、石川県、福井県	—	—	金沢貯金事務センター					
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	—	—	名古屋貯金事務センター					
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	※西日本地域	—	大阪貯金事務センター					
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	—	—	広島貯金事務センター					
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	—	—	徳島貯金事務センター					
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	—	—	福岡貯金事務センター					

※ 東日本地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県

※ 西日本地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

地方税統一QRコード納付書の作成基準に関するQ&A

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
1	カク公 マル公	「eLマーク」 の表示	「納入済通知書表面に『eLマーク』の記載を推奨（刷色・文字フォントは任意）」とのことですが、「eLマーク」の大きさに決まりはありますか。 また、印刷する場所に指定はありますか。	「eLマーク」の印刷サイズに制約はありませんので、納税者が識別可能な範囲で表示してください。 なお、識別の容易さの観点から、カク公やマル公のマークのサイズを参考にさせていただくことが望ましいと考えます。 表示する場所は、済通片のタイトル部分としています。また、印刷の際に、各帳票において定められる余白を確保するように、ご注意ください。	
2	カク公	QRコードの 印字	カク公帳票について、「納入済通知書表面（払込取扱票部）の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること（QRコードの周囲に可能な限り余白を設けたうえで、「eL-QR」の表示を推奨）」とのことですが、QRコードのマージンエリアも含めて印字する必要がありますか。それとも、QRコードが当該基準の範囲内に印字されていれば、問題ないですか。	QRコードのマージンエリアは、確保いただく必要があります。 なお、QRコードのマージンエリアとは、QRコードの周りにQRコードの4セル分の余白を確保することをいいます。1セルのサイズは、QRコード作成の際の設定により異なります。	
3	カク公	QRコードの 印字	カク公帳票のQRコードの印字位置について、指定のエリア内であれば、右下でも左上でもどこでもよいですか。	指定のエリア内であれば、印字位置に制限はございません。 ただし、右下端部は欠け等の恐れがあることから、左上部等を推奨します。	
4	カク公	「eL-QR」の 表示	カク公帳票について、「QRコードの周囲に可能な限り余白を設けたうえで、『eL-QR』の表示を推奨」とのことですが、「eL-QR」も右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に表示する必要がありますか。	ご認識のとおりです。 なお、「eL-QR」表示とQRコードとの間にも、QRコードのマージンエリアを設ける必要があることにご注意ください。	
5	カク公 (マル公)	「eL番号」の 表示	カク公帳票について、「納入済通知書表面に『eL番号（案件特定キー等）』が印字されていること（必須。ただし原符および領収書への記載は推奨。）」とのことですが、MPN標準帳票であれば納入済通知書への「eL番号」の表示は不要ですか。	「MPN標準帳票」および「MPN準拠帳票」の済通片においては、eL番号に相当する情報をMPNの納付番号欄等へ記載することから、「eL番号」の記載は不要です。 なお、MPN標準帳票、MPN準拠帳票上の納付番号等の各項目は、以下のとおり共通納税の案件特定キー等の各項目に対応しますが、納付書上の名称については、MPN標準帳票は納付番号等の名称のまま使用するものとされており、MPN準拠帳票は納付番号等の名称をそのまま使用することが可能（変更可）とされています。 【MPN標準帳票上の名称】⇔【共通納税用の項目】 ①【収納機関番号】⇔【共通納税機関コード】（5桁） ②【納付番号】⇔【案件特定キー】（20桁以内） ③【確認番号】⇔【確認番号】（6桁以内） ④【納付区分】⇔【税目・料金区分】（3桁）	
6	カク公 マル公	「eL番号」の 表示	「eL番号」は、具体的にどのような番号を記載すればよいですか。	「eL番号」は、以下の番号です。 ①共通納税機関コード（収納機関番号）（5桁） ②案件特定キー（納付番号）（20桁以内） ③確認番号（6桁以内） ④税目・料金区分（納付区分）（3桁） ※詳細は、地方税共同機構が地方団体へ提供する仕様書等をご確認ください。	
7	カク公 マル公	「eL番号」の 表示	「MPN標準帳票」または「MPN準拠帳票」以外の納付書の場合、「eL番号」は納入済通知書表面のどこに表示してもよいですか。	カク公の場合は、定められたクリアゾーン以外に表示をしてください。 マル公の場合は、表示場所に定めはございません。	
8	カク公	作成基準	カク公帳票について、「④上記以外の点については、従前の基準どおりに作成されていること（ただし、3票の構成を満たしていること（※））」とのことですが、従来どおりの作成基準とはどのような基準ですか。	「従来どおりの作成基準」とは、貯金事務センターからお配りしている、帳票の作成基準を指します。なお、様式審査が必要となる申請をいただいた場合は、ゆうちょ銀行から作成基準および版下データを送付しますので、版下データに基づき作成してください。	
9	カク公	3票式の構成	現在、2票式のカク公を利用しているが、なぜ3票式への変更が必要となるのですか。 様式を変更した場合、ゆうちょ銀行での取扱方法に変更はありますか。	ゆうちょ銀行での取り扱いに変更はありません。 カク公は、郵便振替の用紙であるため、もともと2票式の帳票として規格・サイズをゆうちょ銀行が定めており、ゆうちょ銀行・郵便局窓口・ATMで機械処理を行っていることから、2票のうち払込取扱票部（納入済通知書の部分）をゆうちょ銀行控、払込金受領証部（原符の部分）に領収印を印字のうえ、お客さま控として納税者に返却しております。 ※カク公帳票の「原符兼払込金受領書」部分の右側には、「郵便局でお支払いの場合は、左側2枚のみをお出ください」と注意書きを印字しておりますので、納税者が領収証書部を提出された場合は特段の処理を行わずに返却しております。 一方、MPN様式のようにゆうちょ銀行以外の金融機関窓口でも受け付け可能なカク公帳票は、現在でも3票式で作成されております。そのため、ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の金融機関では「領収書」に該当する部分が異なっております。 上記の点を踏まえ、公金QR様式（カク公）は、ゆうちょ銀行では2票式で受け付け可能ではあるものの、全国の金融機関窓口で受け付け可能とすることを考慮すると、3票式とした方が望ましいと考え、基準を策定しております。	
10	カク公 マル公	3票式の構成	軽自動車税等で「3票式＋納税証明書」を使用する場合、様式審査の対象は「3票」部分のみとの理解でよいですか。	ご認識のとおり、審査は3票（済通、原符、領収証書）に対して実施します。 なお、様式見本品をご提出いただく場合は、納税証明書の添付をお願いいたします。	
11	マル公	圧着式納付書	圧着式（メールシーラ型）の納付書の場合についても、マル公QR様式の基準に沿って作成すればよいですか。 版下データやサンプルがあれば、提示いただきたいです。	ご認識のとおり、圧着式（メールシーラ型）の納付書の場合、マル公QR様式の基準で作成をお願いします。 既存のマル公帳票は、多種多様な様式があり、すべてのサンプルをお示しすることは難しいため、様式基準の記載例を参考に、マル公QR様式の作成基準に則り作成をお願いします。	
12	カク公 マル公	バーコード付き納付書	当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること』とのことだが、当該ガイドラインの詳細が確認したいです。	『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』は、次のURLをご参照ください。 https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
13	カク公	日附印欄の変更	カク公帳票の内、一般帳票について、 ①「日付印枠の下端を4mm上部に移動」とあるが、これは必須ですか。 ②MPN標準帳票・MT帳票・DT帳票は、日付印欄を変更する必要はないという認識でよいですか。 ③QRコードに対応しない一般帳票の場合、払込取扱票の「日付印枠の下端を4mm上部に移動」する変更も、実施する必要はないという理解でよいですか。 ④「日付印枠の下端を4mm上部に移動」とありますが、その分上端に4mm移動させてもよいですか。	①QRコードを日附印の枠にかからないように印刷することが可能であれば、修正いただく必要はありません。QRコードが日附印の枠にかかる場合は、QRコード不読の要因となりますので、日附印の枠を基準のとおり修正してください。 ②MPN標準帳票・MT帳票・DT帳票は、変更する必要はございません。 ③QRコードに対応しない納付書の場合は、変更する必要はありませんが、今後QRコードを印字する可能性がある場合は、変更いただくことを推奨します。 ④ゆうちょ銀行側のシステム影響（読み取り不可）があるため、カク公の一般帳票の日付印枠の上端の位置は変更できません。ご理解いただきますよう、お願いいたします。	
14	マル公	QRコードの印字	マル公帳票について、「QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨」とのことですが、カク公と同様の印字位置に印字ができない場合は、適宜の場所にQRコードを印字してよいですか。	カク公と同様の印字位置に印字ができない場合は、適宜の場所にQRコードを印字いただいで構いません。	
15	マル公	QRコードの印字	マル公のQRコードの印字について、納入済通知書表面に必ず印字する必要がありますか。原符に印字してもよいですか。	原符にQRコードを印字された場合、公金QR処理を行うことができませんので、ゆうちょ銀行・郵便局では受け付けをお断りいたします。 一般的に、原符は受け付けた金融機関の本支店控として保管しており、後方でQR処理を行う金融機関にとっては、混乱要因に繋がります。したがって、納入済通知書表面にQRコードを印字いただくようお願いします。	
16	カク公 マル公	QRコードの印字	QRコードの印字位置を明確にするために、QRコードの周りに点線等での枠を表示しても問題ないですか。（枠内に「eL-QR」の表示も行い、QRコードの印字箇所の判断を行いやすくしたいです）	QRコードの読み取りに支障がなく（マージンエリアが確保されており）、かつ様式作成基準を満たしているのであれば、問題ありません。	
17	マル公	納付書の構成	マル公帳票について、納付書の構成は左から「済通」、「原符」、「領収証書」とする必要がありますか。	金融機関としては、納付書の並び（左から済通、原符、領収証書等）が統一されている方がオペレーションミスが発生しにくく、結果として納税者、地方団体に迷惑をお掛けすることも減少する考えますので可能な限り、統一をお願いします。 なお、統一が困難である場合は、すでにお使いの帳票から並びを変更いただくなくても問題ありません。	
18	マル公	加入者名・口座番号の表示	マル公帳票について、「各票上部に口座番号・加入者名欄を隣接して設欄（既存納付書において欄がない場合は設欄不要）」とのことですが、既存帳票に口座番号・加入者名欄がある場合は設欄が必須ですか。	既存帳票に設欄されている場合は、設欄をお願いします。 なお、QRコードを印字しない帳票で、ゆうちょ銀行・郵便局で受付を行う場合は、口座番号・加入者名の表示は必須です。	
19	マル公	公金取りまとめ店欄の表示	マル公帳票について、公金取りまとめ店欄に「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示、とありますが、QRコードを印字しないマル公帳票にも、「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と印字してよいですか。 また、郵便番号の表示は不要という理解でよいですか。	QRコードを印字しない既存のマル公帳票については、従来どおり、貯金事務センター名を記載してください。 QRコードが印刷されたマル公納付書と、印字されていないマル公納付書では、金融機関側では処理方式が大きく異なるため、納付書の基準は、QRコードの有無で明確に違いを設けているものですので、ご理解願います。 また、郵便番号の表示は不要です。	
20	マル公	納付場所の表示	マル公帳票について、『「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」等を表示」とありますが、どこに記載すればよいか。	表示場所に指定はございません。 納付書の裏面など、現状納付場所が記載されている場所に表示いただくことを想定しています。	
21	マル公	払込ID番号及び番号枠	マル公帳票について、「払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため）」とのことだが、既存帳票に表示されている場合は印刷してもよいですか。	マル公の様式基準で不可としているのは、納付書左上部の払込IDです。 カク公様式（MPN・MT・DT・一般）は左上部の払込IDの設欄を必須としています。マル公帳票では一切表示を認めておりません。 ご質問は、左中段部のMTIDに該当する箇所（OCRラインの先頭に設定する箇所）のことと推測しますが、マル公帳票で使用される場合は、従前どおり設欄いただいで問題ありません。（カク公では、「MPN・MT」帳票のみ設欄いただいております）	
22	マル公	納付書の刷色	マル公帳票について、「刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること」とあるが、既存帳票が赤を使用している場合、変更する必要がありますか。	マル公払込書の刷色は、カク公払込書との差別化を図るため可能な限り「赤」、「青」および「黒」以外の色をご使用ください。 既存帳票からの変更が困難な場合は、既存の刷色でも構いません。	
23	マル公	「ATM読取不可」の文言	マル公帳票について、QR様式の作成基準に「ATM読取不可」の文言表示の記載がありませんが、QRコードを印字する場合は「ATM読取不可」の文言表記はせず、QRコードが印字されない場合は文言表記が必要という理解でよいですか。	ご認識のとおりです。 マル公の公金QR様式については、「ATM読取不可」の文言は不要です。 QRコードが印字されないマル公帳票は、「ATM読取不可」の文言を記載してください。	
24	カク公 マル公	住所氏名欄	現在、納付書に住所を印字していないのですが、氏名のみの記載で問題ないですか。	住所非表示の様式は、QRコードの追加後も氏名のみの表示で問題ありません。	
25	カク公 マル公	地方団体独自帳票の取扱い	ゆうちょ銀行で地方団体独自帳票（マル公でもカク公でもない帳票）を取り扱うためには、「QR様式（マル公）作成基準」に準拠して承認を受ける（マル公帳票となる）必要がある、という認識でよいですか。 つまり、地方税統一QRコードが印字されていても、カク公・マル公以外の納付書は取り扱ってもらえないということか。	ご認識のとおりです。 金融機関窓口での受付時のオペレーションミスにより、納税者・地方団体に迷惑をお掛けすることを防ぐため、様式基準に則ったものとしていただきますよう、ご協力をお願いします。	
26	カク公 マル公	納付書の作成タイミング	QR様式の作成基準で承認された帳票を令和4年度中に使用した場合（QRコードは印刷しません）は、従来のカク公・マル公と同様の範囲で取り扱ってもらえるという認識でよいですか。	本様式基準は、QR様式の作成基準です。 令和4年度中に使用されるものは、現在の様式基準で作成をお願いします。	
27	マル公	MPN標準帳票準拠帳票	「MPN標準帳票準拠帳票」とは、どのような帳票でしょうか。MPN標準様式に準拠するので、他のマル公様式とは基準が異なるのでしょうか。また、QRコードの位置や領収日付印の位置等についてもMPN様式に準拠する整理となるのでしょうか。	MPN準拠帳票は、MPN標準帳票の仕様から「ページマーク、払込ID」を使用せず、マル公作成基準（印字項目の追加（日附印欄、公金取りまとめ店舗、保管場所、納付場所）、刷色の指定）を満たすものです。 MPN標準帳票に準拠したマル公帳票ですので、当該様式を作成される場合は、QRコードの印字位置や日付印欄の位置は可能な限り、統一いただくものと認識しております。 MPN標準帳票に準拠した帳票については、これまで総務省をはじめ、MPN推進協議会、MPN運営機構含め関係団体が推進されてきたものと認識しております。	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
28	マル公	ペイジーマークの表示	既存のマル公帳票でペイジーマークを表示している様式（ゆうちょ銀行以外の金融機関でペイジー処理を可能としている様式）がありますが、この場合でもペイジーマークは表示不可となりますか。	既存マル公様式でペイジーマークを表示している場合は、表示しても構いません。 2023年4月以降も、ゆうちょ銀行以外の金融機関でペイジー処理を可能とする場合は、MPNの標準帳票ガイドラインに従いペイジーマークを表示してください。	
29	カク公	ゆうちょ銀行のカク公処理	ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき従前どおりカク公処理を行う（QR処理は行わない）とのことですが、QR処理を行ってもらう方法はないのでしょうか。	カク公帳票をマル公帳票に変更いただければ、ゆうちょ銀行・郵便局において公金QR処理は可能です。 ただし、この場合、ATM等での受付やペイジー処理はできかねますのでご承知ください。 また、マル公として様式審査が必要です。	
30	マル公	ゆうちょ銀行の取扱い	マル公帳票を様式作成基準どおりに作成すれば、2023年4月から全国のゆうちょ銀行・郵便局で、公金QRの処理が可能になるとの理解でよいですか。	2023年5月から、全国のゆうちょ銀行・郵便局で、公金QR処理を開始いたします。 なお、2023年4月から公金QR処理開始までは、従来どおりの処理（収納代理金融機関の処理）を行います。	
31	マル公	ゆうちょ銀行の取扱い	マル公QR様式として納付書を作成した場合、QRコードが読み取りできない場合は、地方団体の収納代理金融機関として（従前のマル公処理）を行ってもらうことは可能ですか。	QRコードの読み取りができない場合は、納付書記載の案件特定キー等の情報により、MPN一括伝送データの作成を行う予定です。（マル公処理は行いません）	
32	カク公 マル公	様式基準	今回提示の資料は、「地方税統一QRコード様式の作成基準」であり、既存のカク公様式・マル公様式の審査基準に変更はないという理解でよいですか。	ご認識のとおりです。 既存のマル公・カク公様式の作成基準に、変更はありません。	
33	マル公	公金取りまとめ店欄、納付場所等の印刷	QR様式（マル公）作成基準について、QR様式、QR様式以外の用紙を2種類用意して使い分ける必要があり、システム印刷・プリンタの特性を踏まえ、運用上対応ができない場合、次の対応は可能ですか。 項番⑨：公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」などと用紙に刷込印刷することは可能ですか。 項番⑩：納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」といった趣旨の統一的な文言として用紙に刷込印刷することは可能ですか。 納付場所に関する統一的な文言の詳細の内容は自治体様にご意見を伺うといった調整も必要になると考えます。 項番⑫：その他（納入済通知書下部（クリアゾーン）に「A T M読取不可」等の注意 文言を表示） 「QRコードが印刷されている場合はA T M読取不可」等の注意文言として用紙に刷込印刷することは可能ですか。	納付書を受け付ける金融機関側の事情を鑑みれば、原則、QR様式とQR以外の様式は明確に使い分けて運用（納付書発行）をいただきたいところです。また、任意税目についても可能な限りQR対応を行って頂きたいとの考えがございます。 ただし、上記運用が困難な特別な事情がある場合、マル公については、QR様式とQR以外の様式それぞれの基準を満たすように、下記のとおりQR様式とQR以外の様式の注意事項を書き分けて作成いただくことを可能とします。 項番⑨：公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 * * 貯金事務センター」等のように書き分けて表示することも可とします。 項番⑩：納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」のように書き分けて表示することを可とします。 項番⑫：その他 「A T M読取不可」等の注意文言は表示不要とします。	

地方税統一QRコード納付書の様式審査申請手順に関するQ&A

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
1	マル公 カク公	審査対象の 確認	新たに作成する公金QR様式について、既存のマル公・カク公様式と比べて、変更点はQRコードのみですが、その場合様式審査は不要との理解でよいですか。	既存様式から変更がなく、QRコードの印字のみ [*] の場合は、次の事項をご確認いただき、満たしていることが確認できる場合は、様式審査を不要（版下原稿や試験品の提出不要）とします。 なお、見本品については、読み取り機器等でのテスト等を行いますのでご提出をお願いします。 ＜カク公＞ ①納入済通知書表面に、QRコードが指定枠内に印字されていること ※「eL-QR」および「eLマーク」の表示を推奨 ②「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること ③3票の構成を満たしていること ④納付場所が誤った記載となっていないこと ※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』（下記URL）も参照すること https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html ＜マル公＞ ①納入済通知書表面に、QRコードが印字されていること ※「eL-QR」および「eLマーク」の表示を推奨 ②「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること ③3票の構成を満たしていること ④納付場所が誤った記載となっていないこと ⑤公金取りまとめ欄に「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と記載されていること ※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』（下記URL）も参照すること https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html 注：カク公一般帳票で「日付印枠の下端を4mm上部に移動」は既存様式から変更がないものと判断して構いません。	
2	マル公	審査対象の 確認	マル公QR様式について、QRコードの追加に伴い、一部用紙校正等のレイアウト変更を行う必要があるのですが、様式基準を満たしていれば審査は不要との理解でよいですか。	現在、ゆうちょ銀行において公金収納を行っているマル公様式であれば、次の場合は審査不要（パターン①に区分可能）です。 ・項番1の項目を除き、既存様式と新様式との出力・印字項目に差異がなく、レイアウトの変更のみの場合	
3	マル公 カク公	審査期間	版下原稿（試験品）の審査を申請してから、どのくらいで回答がもらえますか。	版下原稿（試験品）受領後、1か月程度を目安に結果を通知する予定です。 地方団体にて版下原稿の修正が可能な期限の2か月程度前までには申請を行っていただきますよう、お願いいたします。 すべての地方団体からの申請が特定の時期に集中する等により、審査にお時間を要する場合がございますので、大変恐れ入りますが、早期申請にご協力をお願いいたします。	
4	マル公 カク公	読み取りテスト	指定金融機関や他の収納代理金融機関等との読み取りテストは、別に行う必要がありますか。	他の金融機関様におけるテスト要否等に関しましては、お手数ですが、指定金融機関様にご確認をお願いします。	
5	マル公 カク公	見本品の提出	公金QR様式の見本品を提出する際は、何部提出が必要ですか。	カク公・マル公いずれの場合も、見本品は1帳票につき5部提出をお願いいたします。	
6	マル公 カク公	審査申請書の提出先	「すべての地方団体において、「地方税統一QRコード様式 審査申請書」の提出をお願いいたします」とのことですが、カク公とマル公の両方の納付書を作成している場合、どこ貯金事務センターに提出すればよいですか。	カク公・マル公の混在に関わらず、地方団体が所在する都道府県を所管する貯金事務センターにご提出をお願いします。 なお、あて先メールアドレス等は、「地方税統一QRコード納付書の様式審査申請手順」別紙3をご確認ください。 ●小樽貯金事務センター －北海道 ●仙台貯金事務センター －青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 ●横浜貯金事務センター －神奈川県、山梨県 ●東京貯金事務センター －茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 ●長野貯金事務センター －新潟県、長野県 ●金沢貯金事務センター －富山県、石川県、福井県 ●名古屋貯金事務センター －岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ●大阪貯金事務センター －滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 ●広島貯金事務センター －鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 ●徳島貯金事務センター －徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ●福岡貯金事務センター －福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
7	カク公	試験品の提出	カク公で、既存でゆうちょ銀行で公金収納を行っている様式でない、かつ変更箇所がQRコード印字のみでない場合は「試験品」の提出が必要とのことですが、「試験品」とはどのようなものですか。 また、「試験品」と「見本品」が同一の場合も、2回送付する必要がありますか。	ゆうちょ銀行から版下データを送付しますので、この版下をもとに作成した帳票（試験品）をご提出ください。 また、「試験品」と「見本品」が同一の場合は、その旨を「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」の余白等に記載いただき、試験品（＝見本品）を5部送付してください。この場合、再度の見本品の提出は不要です。	
8	カク公 マル公	読み取りテスト	「当行における読み取りテストは、QRコードの読み取りテスト（QRコードの規格が正しいこと等の確認）ではありません。」とのことですが、QRコードの読み取りテストをお願いすることは可能ですか。	全国の地方団体の様式審査を円滑に行うため、QRコードの読み取りテストは対応いたしかねますので、ご理解をお願いします。	
9	カク公 マル公	版下原稿の提出	「2022年8月末までに版下原稿（カク公は試験品）の提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の2か月前までにご提出ください」とのことだが、様式の修正可能期限の2か月前までの提出も困難な場合は、どうすればよいですか。	可能な限り期限までにご提出をお願いします。なお、期限までのご提出が難しい場合は、送付先の貯金事務センターに個別にご相談ください。 おって、納付書作成基準を満たしていない納付書を納税者に配布された場合、ゆうちょ銀行・郵便局では受け付けをお断りする場合がありますのでご了承ください。	
10	マル公	版下原稿の提出	版下原稿は、様式の設計資料を送付すればよいですか。それとも印刷業者で作成した版下が必要ですか。 また、システム印字項目についても記載しておく必要がありますか。	様式作成基準どおりに様式が作成されていることを確認することが目的のため、各基準に合致しているかどうかの確認が可能な原稿をご提出ください。システム印字を行う項目についても同様です。（版下原稿と別に設計資料を添付いただいても構いません）	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
11	カク公 マル公	見本品の提出	「2022年10月末までに見本品の提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の1か月前までにはご提出ください」とのことですが、様式の修正可能期限の1か月前までの提出も困難な場合は、どうすればよいですか。	可能な限り期限までにご提出をお願いします。なお、期限までのご提出が難しい場合は、送付先の貯金事務センターに個別にご相談ください。 おって、特にカク公帳票は、様式作成基準どおりに作成されていない場合、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口端末機・ATMで取り扱いができないことがありますのでご了承ください。	
12	カク公 マル公	審査対象の確認	同一のレイアウトで複数の納付書を作成（税目名の違いなど）する場合でも、すべての納付書について、版下原稿（カク公は試験品）および見本品の提出が必要ですか。	同一のレイアウトで複数税目をご利用の場合は、1種類の提出で構いません。 「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」または「地方税統一QRコード様式 見本品送付書」の税目欄に該当の税目すべてにチェックしてください。	
13	マル公	結果通知	「読み取りテストの結果通知はカク公に限る」とありますが、マル公QR様式（地方団体独自帳票を含む）の読み取りテストの結果は、地方団体に通知されないのですか。	マル公QR様式の読み取りテストにおいては、QRコードの認識確認を実施する予定です。 定められたQRコード規格にて納付書に印字をいただければ、当該テストにおいて、QRコードが不読になる等の事象の発生は僅少と想定しておりますので、読み取りテストの結果通知を予定しておりません。 なお、読み取りテストにおいて不読等が発生した場合は、確認・修正等をいただく必要がございますので、地方団体に対してご連絡させていただく場合がございます。	
14	カク公 マル公	様式審査	地方税統一QRコードの活用に係る検討会（第4回）の中間取りまとめ資料にて、「各地方団体は、原則指定金融機関（少なくとも1金融機関）に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する。」とありましたが、ゆうちょ銀行での取り扱いを希望する場合は、ゆうちょ銀行での審査と読み取りテストが必須ということでしょうか。	ご認識のとおりです。全国の金融機関等の窓口において、税公金の収納事務が円滑に行えるよう、ゆうちょ銀行において、様式審査および読み取りテストを実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。	
15	カク公 マル公	様式審査	当市ではQRコードに対応する税目とそれ以外の税目とで、同じ様式を流用したいと考えています。地方税共同機構からは、共通納税システムで納付できる納付書にはeLマークを付するよう要請されており、eLマークの有無で2種類の様式を使い分けることになりましたが、この場合、eLマーク有無の違いのみの2様式それぞれで審査を受ける必要はありますか。	QRコードが印字された納付書とQRが印字されていない納付書では、様式作成基準が異なりますので、それぞれの基準で納付書を作成いただきご提出をお願いします。	
16	カク公 マル公	QRコード	ゆうちょ銀行における読取テストについては、「ゆうちょ銀行様の窓口端末機等の機械処理（カク公処理）が問題なく実施できることの確認」とご記載がありますが、地方団体から送付する納付書のQRコードのデータの内容については、本番相当のデータに準じる必要がありますか。 （例えば、QRコードの設定値については、ALL 9 などの便宜的なもので対応するなど）	マル公・カク公の見本品のQRコードの設定値については、地方税統一QRコードの規格を満たす設定値として頂きますようお願いいたします。（可能な限り本番相当のデータに準じて作成いただくことを想定しております。）	

MPN運営機構：地方税統一QRに向けた対応状況

資料 8 - 1

1. MPNドキュメントの改訂など

これまでにQR規格検討会および活用検討会で決定された内容をMPNの仕様に反映するため、既存ドキュメントの改訂および新規ドキュメント作成を行います。

(1) (仮称) 地方税統一QRコードを利用する帳票について

MPN標準帳票ガイドラインの付属資料として新規作成します。

標準帳票ガイドラインおよび本文書は地方税共同機構に開示します。MPNに収納機関登録されていない地方団体は、同機構から同ガイドラインを入手してください。

(2) MPNサービス仕様書、同別冊地公体業務編（改訂）

税目・料金番号の追加、賦課税目の納付区分に地方公共団体情報を追加することを反映させます。

(3) MPNインタフェース仕様書（改訂）

これまで未定としていた「入力区分」について、新規設定値（06：QR）としたいと思います。また、QRコード破損時に券面情報にもとづきデータを作成する際は（01：マニュアル入力）を設定するとしています。

2. レコードフォーマットQAの更新

レコードフォーマットQAに、QRコード破損時の取扱いを追記しました。

3. eLTAXとの連動試験

必要な試験について、地方銀行協会および第二地方銀行協会の全行説明会でご説明したものです。

1. MPNドキュメントの改訂など

(1) (仮称) 地方税統一QRコードを利用する帳票について

内容

①地方税QRコードが付された帳票に関する取扱いの整理

- ・現在のMPN収納サービスでは、地方団体が金融機関窓口取扱納付書を発行し、金融機関で一括伝送方式で処理する場合は、地方団体にMPN標準帳票への移行を必須としている。
- ・ただし、地方税共同機構（MPNの収納機関番号13800）による共通納税システムを利用する収納については、地方税統一QRコードおよびeL番号を印字した帳票であれば、MPN標準帳票以外の帳票の使用も可能とする。
- ・MPN標準帳票以外の帳票を利用する場合は、金融機関における事務効率化にご協力いただきたく、MPN標準帳票に準拠する帳票（MPN準拠帳票）を使用いただくことを要望する。

②MPN登録金融機関での取扱いの整理

- ・地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関においては、指定金融機関先、収納代理金融機関先の地方団体の納付書のみならず、全地方団体に係る地方税統一QRコードが印刷された納付書を受け付ける（参照：QR規格検討会取りまとめP11）。
- ・MPNに収納機関登録している地方団体の帳票を一括伝送方式で処理する場合、OCR読取かQR読取かは、金融機関の判断とする。

③地方税統一QRコードに関する技術的仕様

- ・地方団体は、地方税統一QRコードの企画に係る検討会および活用に係る検討会において取りまとめられたQRコードを、定められた位置に印字すること。
- ・地方団体は、地方税共同機構が定める記載ルール（eLマーク、eL番号など）に従うこと。

1. MPNDキュメントの改訂など

(1) (仮称) 地方税統一QRコードを利用する帳票について

④MPN準拠帳票に関する留意事項・取扱い

- ・MPN準拠帳票とは、MPN収納機関登録をしていない地方団体が、MPN標準帳票ガイドラインに沿って作成する帳票を指します。
- ・MPN準拠帳票を使用する際は、以下の事項を厳守してください。
 - ペイジーマークを印字しない
(ペイジーマークがあると、利用者に対して帳票記載の納付番号等で直接に金融機関のペイジー対応ATMやIBで支払いが可能と誤解を与える可能性があるため。)
 - 払込ID(70～79)を印字しない(IDの枠も印字しない)
(当該番号はゆうちょ銀行からペイジー収納用に発行された番号のため。)
 - 郵便局での収納取扱いを行なう場合は、必ず払込書(納付書)様式についてゆうちょ銀行の承認を受けること。

公開予定時期

2022年3月にMPN理事会に上記方針を報告、新規ドキュメントは4月に決定予定

公開方法

- ・MPN運営機構および推進協議会からMPN会員(金融機関、地公体、ベンダー)へ公開
- ・LTAから各地方団体へ展開いただく(MPN非会員地公体に提供いただくため)

1. MPNDキュメントの改訂など

(2)MPNサービス仕様書、同別冊地公体業務編

内容

①税目・料金番号の追加（地方税共同機構からの依頼）

- ・eLTAXでの取扱税目拡大に伴い、「税目・料金番号体系」へ複数の税目・料金番号追加する。適用開始日は、2023年4月1日とする。

＜追加する税目・料金番号＞

- | | |
|-----------|-----------|
| ①核燃料税 | : 138 |
| ②核燃料等取扱税 | : 139 |
| ③使用済核燃料税 | : 166 |
| ④法定外税（汎用） | : 145～147 |
| ⑤集合納付（汎用） | : 148～150 |
| ⑥分割納付 | : 179 |

②賦課税目の納付区分に地方公共団体情報を追加（地方税共同機構からの依頼）

- ・（仮称）NFdeskを利用して、すべての地方団体の賦課税目（納付書を用いる収納）を共通納税システムに対応させるために、MPN電文のデータ項目である「納付区分」において、共通納税システムを利用して納付する賦課税の税目・料金番号(3桁)に地方公共団体情報(5桁)を追加する。適用開始日は、2023年4月1日とする。

1. MPNDキュメントの改訂など

(2)MPNサービス仕様書、同別冊地公体業務編

③一括消込データのMPNセンタへの送信時限の変更【内部検討中】

- ・ 地方税収納では、ピーク日に取扱いが鋭く集中する。
- ・ MPNセンタでは、一括伝送データの取込処理をクリアリング処理開始時間（0:40）までに終了させる必要があるが、ピーク日でも後続のクリアリング処理が安全に開始できるように、金融機関から一括伝送データの送信を完了していただく時限を設けること等について検討中。

公開予定時期

- ①2022年3月に改訂内容をMPN理事会で審議予定。
- ②2022年1月に改訂内容をMPN理事会で審議済み。
 - ①②の内容をあわせた改訂版ドキュメントは5月に決定予定。
- ③MPNセンタにおいて詳細を検討中。送信時限を設ける必要があると判断した場合は速やかに関係者（MPN登録金融機関、地方税共同機構）に報告する。

公開方法

MPN運営機構および推進協議会からMPN会員（金融機関、地公体、ベンダー）へ公開

1. MPNDキュメントの改訂など

(3)MPNインタフェース仕様書

内容

①入力区分の設定値の追加

地方税統一QRを使用する場合の設定値を新設する。

<現在の設定値>

01：マニュアル入力 02：OCR (03：バーコード)

06：QR (下線の設定値を追加する)

<運用方針>

- ・地方税統一QRコードを読取る場合は、「06：QR」を用いる。
- ・QRコード破損時に、金融機関が納付書の券面情報にもとづき、一括消込データを手入力する場合は「01：マニュアル入力」を使用する。この場合、一括消込データに設定する83桁情報に含まれる2か所のチェックデジット（各2桁）は固定値「99」を設定する。
- ・QRコード破損時に、金融機関が地方団体から83桁情報やQRコード情報を受領し、その情報から一括消込データを作成する場合は「06：QR」を用いる。この場合、チェックデジットは地方団体作成値をそのまま一括消込データに設定する。

②金融機関が複数の金融機関のサブファイルを送信すること

- ・現在、「金融機関共同利用センタ、業態センタ」の場合に、複数の金融機関のサブファイルをまとめて送信することを可能としている。
- ・これを「金融機関」も複数の金融機関のサブファイルをまとめて送信することが可能であるとする。

1. MPNDキュメントの改訂など

(3)MPNインタフェース仕様書

内容

③金融機関店舗コード【運用方針】

- ・現在、金融機関店舗コードの使用は必須ではなく、未使用時はオールゼロとしている。地方税統一QRの運用が始まっても当仕様は変更しない方針とする。
(MPN収納機関登録済み地方団体に確認する。)

④チャネル区分2【運用方針】

＜現在の設定値＞‘スペース’：窓口 02：A T M（名称について変更を検討する）

- ・本項目は、一括伝送方式で処理された納付について、利用者の手元に領収印が押された納付書がある（窓口で受付けたもの）か、ないか（ATMでOCR読取されたもの）かを、地方団体が確認するために利用する項目である。
- ・その趣旨から、一括伝送方式で処理され、利用者の手元に領収印が押された納付書が残らない方式（※）は全て「02」を利用する方針とする（MPN収納機関登録済み地方団体に確認する）。

（※）店頭で金融機関が設置するタブレットを利用する一括伝送方式、利用者が所有するPCやスマホなどのリモートチャネルを利用する一括伝送方式について事務局に照会が来ているが、これらの場合が「02」に該当する。

- ・なお、「02」の名称について、コード値はそのままとし、分かり易い名称へ変更することを検討する。

1. MPNDキュメントの改訂など

(3)MPNインタフェース仕様書

公開予定時期

①②④

2022年3月にMPN理事会に上記改訂方針を報告、改訂版ドキュメントは5月に決定予定

③

2022年3月にMPN理事会に上記運用方針を報告

公開方法

MPN運営機構および推進協議会からMPN会員（金融機関、地公体、ベンダー）へ公開

地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データのセット内容について（2022年3月）

日本マルチペイメントネットワーク運営機構

※記載を変更した項の欄外に○を付し、変更箇所を赤字とする。

■MPNヘッダー部【一括消込データ】（IF仕様書 表5.10.2-1）

項番	項目	属性	設定内容
1	レコード識別子	an7	・'MPN△H△DR' (△はスペース)
2	データ識別コード	an5	・一括消込データの識別コード ・'MPN01'
3	被仕向けセンターコード	an10	スペース
4	仕向けセンターコード	an10	送信元金融機関又は共同利用センタのセンタコード
5	送信日	n8	金融機関送信日付
6	MPN取扱日	n8	オールゼロ
7	口座振替データ伝送サービス用情報		未使用
8	レコード長	n3	'200'
9	幹事金融機関収納区分	n1	'1': 幹事金融機関のみ '0': それ以外
10	予備	n95	スペース

金融機関からの照会および回答 (黄色網掛けは確認中のもの)
⇒MPNセンタが地方税共同機構へ転送時に設定する (送信先収納機関または共同利用センタのセンタコード)
⇒MPNセンタが地方税共同機構へ転送時に設定する (MPNセンタがデータを処理した日付)
統一QRの場合は何を入力するのか？ ⇒ALL半角スペース
統一QRの場合は何を入力するのか？ ⇒みずほ銀行およびゆうちょ銀行以外は「0': それ以外」

■サブファイル：ヘッダレコード【一括消込データ】（IF仕様書 表5. 10. 2-2）

項番	項目	属性	設定内容
1	データ区分	n1	・'1':ヘッダーレコード
2	データ識別コード	an5	・'MPN 0 1':一括消込データ
3	コード区分	n1	・'0':JIS
4	収納機関コード	an8	・収納機関の機関コード
5	金融機関コード	n8	・収納金融機関の機関コード
6	入金日	n8	・収納機関が民間の場合:取り決めた入金日を設定 ・収納機関が地公体の場合:オールゼロを設定
7	納付金区分	n2	・'0 1':一般料金 '0 2':地方税、地公体料金
8	金融機関任意情報	an10	・金融機関が任意に使用可能 (未使用時はスペース) ※サブファイルの識別として使用する場合、事前に収納機関と取り決める。
9	予備	an157	・スペース

金融機関からの照会および回答
地方税共同機構の収納機関番号でよいか？ ⇒13800000となります。
地方税共同機構の場合も「ALL ZERO」でよいのか？ ⇒ご認識のとおりです。
‘0 2’をセットすることでしょうか？ ⇒‘0 2’をセットする
統一QRの場合は何をセットするのか？ ⇒ALL半角スペース

■サブファイル：データレコード【一括消込データ：地方税、地公体料金用】（IF仕様書 表5. 10. 2-3 b および QR規格取りまとめ資料（青色網掛け部））

項番	項目	属性	設定内容	QRコード破損（読取不能）時の取扱い ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考
1	データ区分	n1	・‘2’：データレコード	＊ ＊ ＊
2	チャネル区分	n2	・‘1 0’：一括伝送方式	＊ ＊ ＊
3	納付金区分	n2	・‘0 2’：地方税、地公体料金	＊ ＊ ＊
4	入力区分	n2	・金融機関事務センター等における入力方式 ・‘0 6’：QR	・‘0 1’：マニュアル入力 QRコード破損時に、納付書の券面情報にもとづき、一括消込データを手入力する場合 ・‘0 6’：QR QRコード破損時に、地方団体から83桁情報やQRコード情報を受領し、その情報から一括消込データを作成する場合
5	収納識別情報	an90	利用者、請求書等を特定するためのキー情報（OCR情報を読み取り1段目、2段目の順で設定）	＊ ＊ ＊
	04-1 チェックディジット	2		固定値（「99」）を設定する。
	04-2 記号番号	11	便宜的にALL 0を設定	固定値（「000000000000」ゼロ11桁）を設定する。
	04-3 払込金額	11	今回納付額合計 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め	納付書券面に記載された納付金額を確認して設定する。 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋めとする。 ※延滞金を追加して収納を受け付けた場合であっても、あくまで当初納付書に記載されていた金額を設定するように留意されたい。 ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考とされたい。
	04-4 料金負担区分	1	手数料の負担者を識別する項目。“2”（加入者負担）を設定	固定値（「2」）を設定する。
	04-5 機関ID（収納機関番号）	5	地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号“13800”	固定値（「13800」）を設定する。
	04-6 印紙税の要否の別	1	領収書への印紙の要否を識別する項目。“0”（不要）を設定	固定値（「0」）を設定する。
	04-7 税目・料金（納付区分）	3	税目を識別するための税目・料金番号	納付書券面に記載された税目料金番号（3桁）を確認して設定する。 ※MPN帳票とそれ以外の帳票における記載方法に留意されたい。
加入者 使用桁	04-8 拡張領域	5	便宜的にALL 0を設定	固定値（「00000」ゼロ5桁）を設定する。
	04-9 チェックディジット	2		固定値（「99」）を設定する。
	04-10 案件特定キー	20	地方団体が付番する案件特定キー番号 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め	納付書券面に記載された案件特定キーを確認して設定する。 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋めとする。 ※MPN帳票とそれ以外の帳票における記載方法に留意されたい。
	04-11 確認番号	6	地方団体が採番する確認番号 桁数が不足する場合は右詰、前ゼロ埋め	納付書券面に記載された確認番号を確認して設定する。 桁数が不足する場合は右詰、前ゼロ埋めとする。 ※MPN帳票とそれ以外の帳票における記載方法に留意されたい。
加入者 使用桁	04-12 eLTAX利用領域	1	“0”を設定	固定値（「0」）を設定する。
	04-13 団体番号	5	共通納税機関コード	納付書券面に記載された収納機関番号（共通納税機関コード）を確認して設定する。 ※MPN帳票とそれ以外の帳票における記載方法に留意されたい。 ※地方税共同機構による仕様検討の結果、地方公共団体コードと異なる値が設定される場合があるので留意されたい（MPN加入済みの地方団体の場合は、MPNの収納機関番号の流用を許容する）。
	04-14 税務事務所コード	3	税務事務所コード	固定値（「000」）を設定する。 ※納付書券面上では識別できない情報のため、固定値を設定する。 ※地方団体側が納付書の特定のために利用する情報ではないため、固定値の設定とする。
	04-15 拡張領域	7	便宜的にALL 0を設定	固定値（「0000000」ゼロ7桁）を設定する。
	未使用領域	7	収納識別情報（90桁）の残り（7桁）は半角スペースで埋める	＊ ＊ ＊

[illegible]

○	6	収納金額	n11	・利用者から収納した金額 ・納付額+延滞金 ・桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め	***	統一QRコードの場合は延滞金は不要でよいか？ ⇒当該運用では、地方税統一QRからセットする場合、「納付額」としてQRコード格納金額（地方税統一QRコード格納項目の項番04-3払込金額）をセットする想定です（※再発行された場合などで、本税と延滞金が記載された納付書についても、その合計額が払込金額としてQRに格納されるので、当該金額を「納付額」にセットする）。（参照）第2回QR活用検討会配付資料「個別の地方団体・金融機関の交渉の中で、従前の取扱いを継続することまで排除するものではありませんが、地方税統一QRコードを活用したe L T A X経由の収納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することになります。」
○	7	納付額	n11	・OCR情報（またはバーコード情報）から読み取った金額 ・桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め	***	統一QRコードから読み取った金額でよいか？ ⇒ご認識のとおりです。
	8	延滞金	n8	・延滞金がある場合、金額を個別に設定 ・未使用時はオールゼロ	***	一律セット不要（または“0”をセット）ということでしょうか？ ⇒‘00000000’をセットします。
	9	予備	n12	・オールゼロ	***	
	10	他店券金額	n11	・他店券で支払われた金額を個別に設定 ・未使用時はオールゼロ	***	
○	11	金融機関店舗コード	n6	・収納を行った金融機関の店舗を表すコード ・未使用時はオールゼロ	***	・MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されとした場合、セット方法は？ ⇒(1)IB、スマホからの一括伝送方式も許容されます（＝データ作成方法は各金融機関のご判断となります）。 （2）MPNセンタのシステム上はどのようなコードでも問題なく、オールゼロで問題ありません。利用される場合は実店舗、事務センター等で重ならない番号などを各金融機関で割り当ててください。 ・実在の店舗コードをセットするのが通常運用である、としないことを確定したい。 【趣旨】 読み取ったQRには無い情報を後で付加するとすると、システム開発や人的な作業が発生し、現実的に負荷が大きい。また、効率化を目指す本案件の目的にも合わない。（2021/12） ※「地方税統一QRの運用が始まっても現仕様（店舗コードの未使用を許容）」は変更しない」方針とする。 （MPN収納機関登録済み地方団体に確認する。）
	12	収納日	n8	・利用者が金融機関チャネルにおいて支払いを行なった日付を個別に設定	***	
	13	金融機関処理日	n8	・金融機関事務センタ等で入力処理を行った日付	***	MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されとした場合、セット方法は？ ⇒IF仕様書に従って金融機関事務センタ等で入力処理を行った日付を設定してください
	14	金融機関処理通番	n8	・金融機関処理日（項番13）における一連番号	***	
	15	手数料負担区分	n1	OCR情報から読み取り設定 ・‘0’：利用者負担なし　‘1’：利用者負担あり	***	統一QRコードの場合は何をセットするのか？ ⇒‘0’：利用者負担なし」となります。 （補足）統一QRコードの項番04-4「料金負担区分」には“2”（加入者負担）がセットされますので、本項番は同じ効果を意味する‘0’：利用者負担なし」となります。
	16	税目・料金番号	n3	・オールゼロ	***	⇒MPNセンタが地方税共同機構へ転送時に設定する （データレコードの収納識別情報のQR情報を読み取り設定）
○	17	チャネル区分2	an2	・取り扱いチャネルを設定する。 ・‘スペース’：窓口‘02’：ATM	***	MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されとした場合、セット方法は？ ⇒・本項目は、一括伝送方式で処理された納付について、利用者の手元に領収印が押された納付書がある（窓口で受付けたもの）か、ないか（ATMでOCR読取されたもの）かを、地方団体が確認するために利用する項目である。 ・その趣旨から、一括伝送方式で処理され、利用者の手元に領収印が押された納付書が残らない方式（※）は全て「02」を利用する方針とする。 （MPN収納機関登録済み地方団体に確認する） （※）店頭で金融機関が設置するタブレットを利用する一括伝送方式、利用者が所有するPCやスマホなどのリモートチャネルを利用する一括伝送方式について事務局に照会が来ているが、これらの場合が「02」に該当する。 ・なお、「02」の名称について、コード値はそのままとし、分かり易い名称へ変更することを検討する。
	18	予備	an14	・スペース	***	

■サブファイル：トレーラレコード【一括消込データ：地方税、地公体料金用】（IF仕様書 表5、10、2-4b）

項番	項目	属性	設定内容
1	データ区分	n1	・‘8’：トレーラレコード
2	納付金区分	n2	・‘02’：地方税、地公体料金
3	データレコード件数	n8	・データレコードの件数
4	収納金合計金額	n13	・データレコードの合計 ・予備はオールゼロ
5	納付額合計金額	n13	
6	延滞金合計	n10	
7	予備	n16	・データレコードの合計 ・スペース
8	他店券金額	n13	
9	予備	an124	

■エンドレコード【一括消込データ・合計値あり】（IF仕様書 表5、10、2-5b）

項番	項目	属性	設定内容
1	データ区分	n1	・‘9’：エンドレコード
2	データレコード件数合計	n10	・全トレーラレコードのデータレコード件数の合計
3	収納金額合計	n15	・全トレーラレコードの収納金額合計の合計
4	予備	an174	・スペース

金融機関からの照会および回答

金融機関からの照会および回答

別紙_1(MPN標準帳票における納付書券面確認イメージ (カク公はあくまで例示)

77 四角県 払込取扱票

加入者名 〇〇県出納長

口座番号 01234-5-678901

合計金額 ① 45000 円

収納機関番号 12345

納付番号 12345678901234567890

確認番号 123456

納付区分 123

令和 3 年 5 月 〇 日

主税 四角県 自動車税

支所 〇〇〇〇 〇〇〇〇

34 3201234567890100000045000248000000000000

3400000000123456789007654327000000000000000000

収納機関番号 (91)948000-0123456789012345678900

050531-0-045000-0

住所 〇〇〇市 〇〇〇〇-〇〇

納税者氏名 ペイジー 太郎 様

税目 自動車税

収納代行会社 (株) 〇×△◇

領収証書

納付者氏名 ペイジー 太郎 様

eL番号:12345-1234567890

1234567890-123456-123

②

③

④

⑤

QRコード破損 (読取不能) 時に確認

① 「45000」
→ 項番5: 項目04-3 「払込金額」

② 「12345」
→ 項番5: 項目04-13 「団体番号」

③ 「12345678901234567890」
→ 項番5: 項目04-10 「案件特定キー」

④ 「123456」
→ 項番5: 項目04-11 「確認番号」

⑤ 「123」
→ 項番5: 項目04-7 「税目・料金 (納付区分)」

※MPN標準帳票及びMPN準拠帳票においては、MPNの収納機関番号等の欄に共通納税用の各番号が記載される。

○83桁情報へのあてはめ

前半39桁										①料金負担区分		②印紙税の要否の別		
CD(2)	記号番号(11)									① 機関ID(5)		② 税目・料金(3)		拡張領域(5)
9 9	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	X X X X X X X X X X X									2 1 3 8 0 0	0 X X X	0 0 0 0 0	0
固定値										券面情報 ※		固定値	券面情報	固定値

※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め

後半44桁										③eLTAX利用領域		④税務事務所コード(3)																								
CD(2)	案件特定キー(20)										確認番号(6)		③共通納税機関コード(5)		④		拡張領域(7)																			
9 9	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	0	X	X	X	X	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定値	券面情報 ※										券面情報 ※		固	券面情報		固定値																				

※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め

前半39桁

前半39桁											①料金負担区分				②印紙税の要否の別															
CD(2)	記号番号(11)										払込金額(11)										①	機関ID(5)			②	種目・料金(3)		拡張領域(5)		
9 9	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	X X X X X X X X X X X X	2	1 3 8 0 0	0	X X X	0 0 0 0 0	0																					
固定値											券面情報 ※										固定値			券面情報		固定値				

※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め

後半44桁

[illegible]

※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め

別紙_ (3)MPN標準帳票・MPN準拠帳票以外の納付書券面確認イメージ（カク公はあくまで例示）

07

払込取扱票(振込通知書) 公

払込料 金
加入者負担

001904969901

金額

45000

①

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

(拡大イメージ)
eL番号: 12345-12345678901234567890-123456-123

② ③ ④ ⑤

el-QR

振替払込請求書兼受領証
(振込金(兼手数料)受取書)

納税通知書兼領収証書

001904969901

金額

45000

①「45000」
→ 項番5: 項目04-3「払込金額」

②「12345」
→ 項番5: 項目04-13「団体番号」

③「12345678901234567890」
→ 項番5: 項目04-10「案件特定キー」

④「123456」
→ 項番5: 項目04-11「確認番号」

⑤「123」
→ 項番5: 項目04-7「税目・料金(納付区分)」

※MPN標準帳票及びMPN準拠帳票以外の帳票においては、
「eL番号」に続けて共通納税用の各番号が記載される。

○83桁情報へのあてはめ

前半39桁

CD(2)	記号番号(11)	払込金額(11)	① 料金負担区分	② 印紙税の要否の別
99	00000000000000	XXXXXX	2138000	0XXXX
固定値	券面情報 ※	固定値	券面情報	固定値

※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め

後半44桁

CD(2)	案件特定キー(20)	確認番号(6)	③ eLTAX利用領域	④ 税務事務所コード(3)
99	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	0XXXXXX	000
固定値	券面情報 ※	券面情報 ※	券面情報	固定値

※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め

MPN運営機構：（ご報告）eLTAXとの連動試験について

資料 8－3

1. 実施時期

JAMMOでは「2022年度民間・地公体接続試験年次スケジュール」を 昨年11月2日に公開しています。今後、eLTAXとの連動試験について、地方税共同機構（LTA）様等の関係各位と調整のうえ、スケジュール変更（試験日の移動、追加）を予定します。

＜LTAとの調整観点＞

試験参加金融機関の見込み数、実施する試験工程、試験実施日、試験時間帯、試験項目、LTAと金融機関と間の試験データの調整方法

試験回次	第73回民間・地公体接続試験 (2023年1月向け)	第74回民間・地公体接続試験 (2023年4月向け)
試験目的	LTA側の機能確認を想定	金融機関側の機能確認を想定
募集時期	6/24～(機能試験希望)7/18 (他の試験)8月上旬(予定)	10/7～(機能試験希望)11/7 (他の試験)11月下旬(予定)
試験時期	機能試験 : 8/15、17、18、22、24、26 オンライン実試験 : 9/6、8(予備) クリアリング確認試験 : 10/6、7、13(予備)、14(予備) (※現時点でのスケジュールであって、今後調整予定)	機能試験 : 12/5、7、8、12、14、16 オンライン実試験 : 2023/1/5、10(予備) クリアリング確認試験 : 2/2、3、7(予備)、8(予備) (※現時点でのスケジュールであって、今後調整予定)
参加収納機関	LTA	LTA
参加金融機関	パイロット金融機関を想定 ・LTA幹事金融機関 ・LTAから参加要請のある金融機関	新規に一括伝送方式を導入するために試験参加必須 or 試験希望する全ての金融機関

(注) 第73回試験、第74回試験ともLTAとの連動試験のみ実施ではなく、他の理由による参加も受け付けます（現時点で、2023年1月収納開始予定で自動車OSSに対応する新規地公体の参加予定あり）。

(ご報告) eLTAXとの連動試験について

2. 参加必要な試験について

オンライン方式を実施いただいている金融機関が一括伝送方式を追加する場合、接続試験要領上、試験参加の必要有無は下表のとおりです（既に一括伝送方式を導入されている銀行は、試験実施要領上は試験参加は必須ではありません）。

○接続試験実施要領（民間・地公体収納サービス編） P1-1～P1-12抜粋

機関	機能確認試験 (ファイル転送)	オンライン実試験	クリアリング確認試験
LTA (直接収納機関/共同利用センタ型)	－不要	－不要 (LTAが利用する共同利用センタで一括伝送方式の実績があるため)	△任意
金融機関(個別接続型) ※1	◎必須	◎必須	△任意
金融機関(共同利用センタ型) ※2	－不要	△任意	△任意
金融機関共同利用センタ ※3	◎必須	－不要(※4)	－不要(※4)
試験の概要および確認内容	参加機関の通信サーバとMPNセンタの機能試験環境間を接続して、各機関の通信サーバがインタフェース仕様書で規定している電文フォーマットや、オンライン電文送受信機能およびファイル転送機能を満たしていることを確認する。	金融機関通信サーバ、収納機関通信サーバがMPNセンタ(接続試験環境)に接続し、接続機関にけるオンライン業務処理、ファイル転送業務処理を確認する。	金融機関通信サーバ、収納機関通信サーバがMPNセンタ(接続試験環境)に接続し、オンライン取引後のクリアリング還元データ受信および精査まで含めた総合確認を行う。

※1 通信サーバを保有し、MPN センタと直接接続する機関

※2 共同利用センタを介して MPN センタと間接的に接続する機関

※3 通信サーバを保有し、複数の金融機関と MPN センタとを接続し、電文等の中継業務を行う接続機関

※4 当該共同利用センタを利用する金融機関のために試験環境の提供は必要

(ご報告) eLTAXとの連動試験について

3. 試験費用について

機関	機能確認試験 (ファイル転送)	オンライン実試験	クリアリング確認試験
試験費用(税別、1コマあたり)	105,000 円	60,000 円	100,000 円

- ・ 上記試験費用はLTAおよび参加金融機関が1機関の場合の合算費用です。LTAと金融機関の分担比率は、今後、決定されます。
- ・ 予備日を使用した場合は、別途に1コマ分の費用が発生します。
- ・ 接続試験時には、MPNへの試験費用のほか、共同利用センター型の金融機関は、同センターへの費用が発生します。

(ご報告) eLTAXとの連動試験について

(参考) 2022年度民間・地公体接続試験年次スケジュール

掲載場所：UDMAS>民間・地公体接続試験関連ドキュメント>2.年次スケジュール

<第73回 民間・地公体接続試験(2023年1月向け)>

2022年6月24日(金) 回次スケジュール揭示 および 試験申請受付開始

月	火	水	木	金
2022年8月15日	16	17	18	19
機能試験		機能試験	機能試験	
22	23	24	25	26
機能試験		機能試験		機能試験
29	30	31	9月1日	2
	オンライン疑似試験	オンライン疑似試験		オンライン疑似試験
9月5日	6	7	8	9
	オンライン 実試験		オンライン 実試験 (予備日)	
12	13	14	15	16
	クリアリング 疑似試験わらい (1日目)	クリアリング 疑似試験精査 (1日目)	クリアリング 疑似試験わらい (2日目)	クリアリング 疑似試験精査 (2日目)
19	20	21	22	23
			クリアリング 疑似試験わらい (予備日)	
26	27	28	29	30
クリアリング 疑似試験精査 (予備日)	クリアリング 疑似試験わらい (予備日)	クリアリング 疑似試験精査 (予備日)		
10月3日	4	5	6	7
			クリアリング 確認試験わらい	クリアリング 確認試験精査
10	11	12	13	14
			クリアリング 確認試験わらい (予備日)	クリアリング 確認試験精査 (予備日)

<第74回 民間・地公体接続試験(2023年4月向け)>

2022年10月7日(金) 回次スケジュール揭示 および 試験申請受付開始

月	火	水	木	金
2022年12月5日	6	7	8	9
機能試験		機能試験	機能試験	
12	13	14	15	16
機能試験		機能試験		機能試験
19	20	21	22	23
オンライン 疑似試験		オンライン 疑似試験		オンライン 疑似試験
26	27	28	29	30
2023年1月2日	3	4	5	6
			オンライン 実試験	
9	10	11	12	13
	オンライン 実試験 (予備日)			クリアリング 疑似試験わらい (1日目)
16	17	18	19	20
クリアリング 疑似試験精査 (1日目)			クリアリング 疑似試験わらい (2日目)	クリアリング 疑似試験精査 (2日目)
23	24	25	26	27
	クリアリング 疑似試験わらい (予備日)	クリアリング 疑似試験精査 (予備日)	クリアリング 疑似試験わらい (予備日)	クリアリング 疑似試験精査 (予備日)
30	31	2月1日	2	3
			クリアリング 確認試験わらい	クリアリング 確認試験精査
2月6日	7	8	9	10
	クリアリング 確認試験わらい (予備日)	クリアリング 確認試験精査 (予備日)		

2022 年 3 月 10 日
日本代理収納サービス協会

「地方税統一 QR コード」に関するご報告

1. 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」の改定に関して

別紙 1-1 および別紙 1-2 に記載された改定案のように同ガイドラインの改定を進めております。今月中の改定を予定しております。

2. 「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテスト対応について

別紙 2 にありますように、一定条件を満たした場合には「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテストの省略をいたします。本ご案内に関しましては、前述のガイドライン改定と同時期の告知を予定しております。

以上

【別紙 1-1】

主な修正箇所

■P4

⑤印字に関する制限

- ・「店控」「本部控」へのお客様の個人情報に関わる住所・電話番号等は、印字不可とする。（ご依頼人氏名の印字もしくは ID 番号のみ可とする。）
（ゆうちょ銀行併用タイプの場合は、ゆうちょ銀行の仕様・規定に従う。）
- ・ゆうちょ銀行又は郵便局、コンビニエンスストア等よりお客様の照会があった場合には、印字された氏名・ID 番号・金額等でお客様を特定できること。
- ・郵便用のカスタマバーコード、「地方税統一 QR コード」を除く、GS1-128 シンボル以外のバーコードは、表面には記載しないこと。（※「地方税統一 QR コード」の印字に関しては 23 ページ参照）

■P12

- ⑧ 郵便用のカスタマバーコード、「地方税統一 QR コード」を除く、GS1-128 シンボル以外のバーコードが収納票表面に印刷されているもの。（※「地方税統一 QR コード」の印字に関しては 23 ページ参照）

【別紙 1-2】

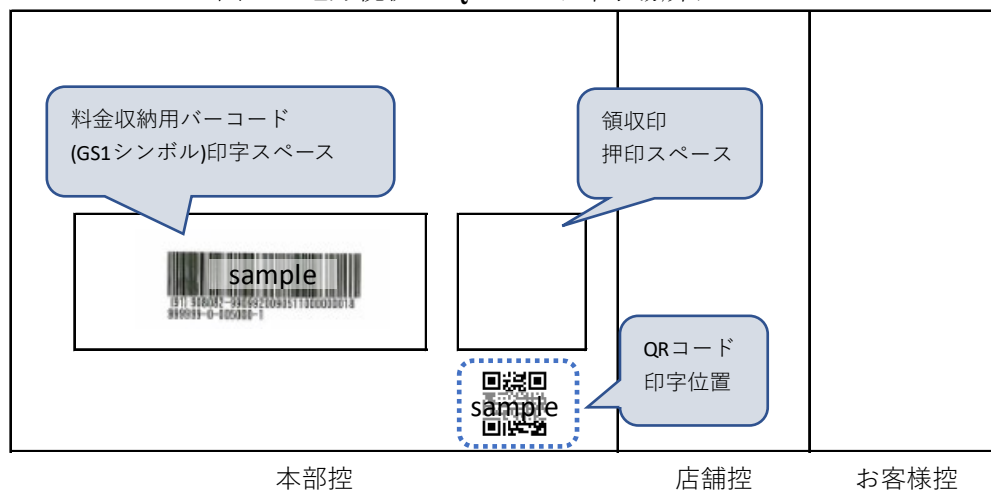
新規挿入(P23)

5. 地方税統一 QR コードの印字場所について

収納票に「地方税統一 QR コード」を印字する場合は、次の基準を満たすことが必要である。

- ・「地方税統一 QR コード」の印字場所は「本部控」内に限るものとする。
- ・コンビニエンスストア等収納用のバーコード印字場所からできるだけ離れた場所とする。
(コンビニエンスストア等収納用のバーコードが印字される枠内には印字しない。)
- ・図 11 に示すように、「本部控」の右下部への印字を推奨する。

図 11. 地方税統一 QR コード印字場所サンプル



- ・ゆうちょ銀行併用の場合

地方税共同機構・ゆうちょ銀行が定める「地方税統一 QR コード納付書の作成基準」に従うこと。

※「地方税統一 QR コード」とは、「地方税における QR コード規格に係る検討会」（事務局：総務省及び一般社団法人全国銀行協会）において、地方税の納税に活用することを目的として定めた QR コードの全国統一規格である。

※「地方税統一 QR コード」の詳細については、「地方税における QR コード規格に係る検討会取りまとめ（令和 3 年 6 月）」及び、「地方税統一 QR コードの活用に係る検討会資料」等を参照のこと。

（総務省 HP：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_qr/index.html）

【別紙 2】

2022 年 3 月 ■ 日

関係者各位

日本代理収納サービス協会

「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテスト対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、表題の件に関しまして「地方税における QR コード規格に係る検討会」(事務局:総務省様、一般社団法人全国銀行協会様)と協議をしましてまいりましたが、下記のとおり対応内容につき取りまとめましたのでご案内いたします。

なお、本件に関する詳細につきましては、ご契約先の収納代行事業者、コンビニエンスストアチェーン各社までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.内容

「地方税統一 QR コード」(以下「QR コード」といいます)の印字に伴う、納付書の読取テストに関しては下記の運用ルールといたします。

- ① 次の条件をすべて満たす場合は、収納代行事業者もしくはコンビニエンスストアチェーンでの読取テストを省略することができる。
- ② 最新版の「標準料金代理収納ガイドライン」に記載の払込票レイアウトに準じていること。
- ③ 今回新たに QR コードの印字対象とする収納(納付書)が、すでに収納代行事業者もしくはコンビニエンスストアチェーンと契約があり各社から承認を受けている収納(納付書)であること。
- ④ 今回のQRコード印字のためのプログラム開発・修正において、既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の生成に関しては変更がないこと。
- ⑤ 今回の納付書レイアウトの変更に関して、QR コード印字スペース確保のための最低限の変更以外に大きな変更がないこと。次に具体例を明示いたします。

■テストが必要な場合

- (a) QR コード(「eL-QR」、「eL マーク」、「eL 番号」の表示含む)以外で新たにシステム印字項目が追加される場合
- (b) 現在印字されている項目を一部削除する場合
- (c) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の内容以外に、サイズ、解像度を変更する場合
- (d) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の印字位置を変更する場合

■テストが不要な場合

- (a) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の内容、印字位置等には変更が無く、納付書の印刷の向きを変更する場合
- ⑥ ゆうちょ銀行併用タイプの納付書の場合、ゆうちょ銀行における様式確認、読取テスト等はゆうちょ銀行の規定に従うものとする。

2. 適用日

2022 年 4 月 1 日より

以上

- ・納付書の記載方法等に関する検討状況
- ・（別紙）一括伝送事前取決め事項

地方税共同機構

納付書の記載方法等に関する検討状況について

- 第1回QRコード活用検討会において、納税者への分かりやすさ等の観点から、QRコード下部に、「地方税統一QRコードを示す文言の記載」や「記載文言の統一」を検討すべきとのご意見をいただいた。
- 納付書に記載することとしている「案件特定キー」等の記載文言や、納税者視点でその納付書が共通納税に対応していることをより容易に識別できる方法として、何らかのマークを付すことも有効と考え併せて検討を行った。
- 案件特定キー等の納付書への記載場所については、地方団体へのアンケートの結果、多くの団体で「MPN標準帳票」又は「MPN標準帳票に準拠した帳票（以下「MPN準拠帳票」という。）」が納付書として使用されていることが判明したため、これを踏まえ検討を行った。
 - 基幹税務システムの標準化に関する議論においても、MPN標準帳票に対応した納付書レイアウトの検討が行われている。
 - MPN標準帳票、MPN準拠帳票には、既にMPN用の収納機関番号等の記載欄があるためこれを活用することが便宜と考えられる。
- これらの具体的な検討結果についてご提示をさせていただく。

【MPN標準帳票・MPN準拠帳票への記載イメージ】

帳票の種類	記載場所
MPN標準帳票	・「MPN標準帳票」のレイアウトにおける「<u>収納機関番号</u>」、「<u>納付番号</u>」、「<u>確認番号</u>」及び「<u>納付区分</u>」の欄に、<u>案件特定キー等を記載する。</u> ・地方団体が任意に採番する案件特定キー及び確認番号については、MPN用の納付番号及び確認番号と共通のものとして当該地方団体において採番する。
MPN準拠帳票	・「MPN準拠帳票」のレイアウトにおける「<u>収納機関番号</u>」、「<u>納付番号</u>」、「<u>確認番号</u>」及び「<u>納付区分</u>」の欄に、<u>案件特定キー等を記載する。</u>
その他の帳票	・納入済通知書片の任意の場所に記載する。

【MPN標準帳票・MPN準拠帳票への記載イメージ】

※「MPN準拠帳票」の場合は、ペイジーマーク及び払込ID
番号・番号枠の表示不可

77	四角県 払込取扱票	公	通関料込料金 加入者負担	pay-easy	納 付 書 (個人用紙・領収書)	公	通関料込料金 加入者負担	pay-easy
加入者 氏名	〇〇県出納長	口座番号	01234-5-678901		合計金額	45000 円		
収納機関 番号	48000	納付番号	12345678901234567890		納付区分	678		
令和3年度	納期	令和3年5月31日		住所	四角県 自動車税事務所			

34	3201234567890100000045000248000000000000
3400000000012345678900765432700000000000000000	

収金額 二	 (91)948000-0123456789012345678900 050531-0-045000-0	納 収 日 付 印
(二角県) 金額を訂正した場合は、コナンシエンスシステムでは納付できません。		
住所納税 氏名	まるち市 〇〇・〇〇 ペイジー 太郎 様	
税目	自動車税	

主署名 ペイジー 太郎 様	納 収 日 付 印
四角県 自動車税事務所 電話 XX-XXXX-XXXX	

領収証書 納付者氏名 ペイジー 太郎 様 第 12345678901234567890 123456789012345678901234567890 登録番号 〇〇300040008 登録年月日 令和3年4月1日 納期限 令和3年5月31日 合計金額 45000 上記金額を領収しました。 受付年月日 令和3年5月2日 自動車税事務所長	領 収 日 付 印
---	---

- 地方税統一QRコードの格納項目のうち「団体番号」は、地方団体を一意に特定する項目として「地方公共団体コード」をその内容としていたところ。
- 前頁のとおり、MPN標準帳票を使用する場合には、MPNの収納機関番号を共通納税のために使用することができることとする。
- これを踏まえ、「団体番号」の内容について、「地方公共団体コード」から「共通納税機関コード」に再定義させていただく。

【各コード等の概要】

コード等	説明
地方公共団体コード	・全国の地方団体を一意に特定するものとして割り振られる。 ・一の地方団体につき1つのコードが割り振られる。 ・「情報部5桁」と「チェックデジット1桁」の計6桁で構成される。 ・管理者は、総務省である。
MPN収納機関番号	・MPNに参加する収納機関を一意に特定するものとして割り振られる。 ・原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、一の地方団体につき複数のコードの取得が可能なため異なる番号が割り振られている場合がある。 ・管理者は、MPNである。
共通納税機関コード	・共通納税システムに参加する地方団体の機関を一意に特定するものとして新たに割り振る。 ・原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、MPN収納機関番号を取得している場合はそちらを優先する。 ・管理者は、地方税共同機構となる。

【運用イメージ】

団体名称	部局	地方公共団体コード	MPN収納機関番号	共通納税機関コード	特記事項
A県	税部局	13800	-	13800	・A県税部局は、MPN収納機関番号を取得していない。 ・共通納税機関コードは、地方公共団体コードを利用するため、「13800」となる。
	X部局	13800	-	-	
B県	税部局	13900	13901	13901	・B県税部局は、MPN収納機関番号を取得している。 ・共通納税機関コードは、MPN収納機関番号を優先するため、「13901」となる。
	Y部局	13900	13902	-	

地方税統一QRコード格納項目

地方税統一QRコードには、納付時に活用するもの（納付画面における案件確認等）、納付情報をeLTAXを経由して地方団体に送付するために必要なもの、地方団体における消込みに必要なものを盛り込んだ上で、将来的な拡張性も考慮し、次の項目を格納する。

項番	項目	文字種	桁数	内容
01	仕様バージョン(JPQR関係)	半角数字	2	“01”を設定
02	静的・動的フラグ(JPQR関係)	半角数字	2	“12”(動的／請求書払い)を設定
03	宛先情報(JPQR関係)	半角数字	5	地方税共同機構識別符号“13800”
04-1	チェックディジット	半角数字	2	
04-2	地方税共同機構の口座番号	半角数字	11	便宜的にALL0を設定
			11	今回納付額合計
				手数料の負担者を識別する項目。“2”(加入者負担)を設定
			5	地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号“13800”
			1	領収書への印紙の要否を識別する項目。“0”(不要)を設定
			3	税目を識別するための税目・料金番号
			5	便宜的にALL0を設定
04-9	フェーズインフラ	半角数字	2	
04-10	案件特定キー	半角数字	20	地方団体が付番する案件特定キー番号
04-11	確認番号	半角数字	6	地方団体が付番する確認番号
04-12	eLTAX利用領域	半角数字	1	“0”を設定
04-13	団体番号	半角数字	5	地方公共団体コード
04-14	税務事務所コード	半角数字	3	税務事務所コード
04-15	拡張領域	半角数字	7	便宜的にALL0を設定
05	課税年度	半角数字	4	当該納付案件の課税年度(西暦4桁)
06	対象年度	半角数字	4	当該納付案件の対象年度(西暦4桁)
07	期別	半角数字	2	01=1期、02=2期、...
08	納期限	半角数字	8	当該納付案件の納期限 YYYYMMDD
09	支払期限	半角数字	8	QRコードを活用した支払期限 YYYYMMDD
10	拡張領域	半角数字	85	便宜的にALL0を設定
11	チェックディジット(JPQR関係)	半角数字	5	

・内容を「地方公共団体コード」から「共通納税機関コード」に再定義させていただきます。

※ 04-1から04-15までは、MPN一括伝送方式で使用される83桁のルールに準拠している。

項目	文言(読み)	記載方法等
	イメージ	
「地方税統一QRコード」を示す文言	•eL-QR (えるきゅーあーる)	•納付書にQRコードを記載する際に、その下部、上部や左右余白等に記載する。 •納付書の余白が限られるため、記載は任意とする。 •刷色及び文字フォントは任意とする。 ※文言記載の際に、各帳票において定められる余白を確保し、「eL-QR」表示とQRコードが重ならないように留意のこと。 ※QRコード自体は、済通片(又は済通片に相当する箇所)へ記載する(全ての納付書において済通片への記載で統一する)。
		
「納付書を特定するキー情報」を示す文言	•eL番号 (えるばんごう)	•納付書に案件特定キー等を記載する際に、その先頭に記載する •済通片への記載を必須とし、原符片及び領収書片への記載は任意とする。 •刷色及び文字フォントは任意とする。 ※「eL番号」に続けて、「共通納税機関コード」-「案件特定キー」-「確認番号」-「税目料金番号」の順番に記載する。 ※「MPN標準帳票」及び「MPN準拠帳票」の済通片においてはMPNの納付番号欄等へ記載することから、「eL番号」の記載は不要とする。 ※イメージに記載した改行場所は例示(改行する桁数は任意)
	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	
「共通納税対応納付書」を示すマーク	•eLマーク (えるまーく)	•共通納税対応の納付書を示すものとして、済通片のタイトル部分に記載する。 •原則として記載を必須とするが、既に納品済の帳票等で記載困難な場合は任意とする。 •刷色は任意とする。 •印刷時のサイズは任意とし、納税者が識別可能な範囲で調整する。 ※記載の際に、各帳票において定められる余白を確保するように留意のこと。 ※このマークを識別子の1つとしてヘルプデスクで納税者への案内や問い合わせ対応等を行うことを想定している。
		

年 月 日

マルチペイメントご担当者様

地方税共同機構

下記の取扱条件にて募集を行います。申込の検討に際して、当該取扱条件の内容を十分ご確認ください。

なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。

部署・担当	
電話番号	
E-mail	

「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書

日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約（地方公共団体編）第3条第2項第3号に定める方式により、同運営機構の収納機関規約、地方税共同機構の収納事務に関する委託規則等に従い、下記のとおり収納委託契約の追加・変更を申込致します。

◇追加・変更の対象に○印を付けて下さい

※収納機関番号追加		サービス開始日変更	
※収納方式追加	○	企業情報変更	
※チャネル追加	○	その他	

※承諾・回答書（追加・変更分）での回答が必要です。

1. 会社情報 ※追加・変更箇所のみ記載

会社名および代表者	地方税共同機構 理事長 加藤 隆
収納機関番号	13800
業 種	—
住 所	東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館6階
年間料金請求件数	—
ペイジーの取扱を行う 具体的な内容・件数	地方税に関する特定徴収金の収納

2. 取扱条件 ※追加・変更箇所のみ記載

サービス開始予定日	令和5年4月3日（月）		
手数料負担区分	収納機関負担		
収納委託手数料	33円/件（税別）	消費税 相当額 の加算	各手数料額に消費税等相当額 を加算した額とする
手数料支払方法（含印紙税）	個別精算方式		
請求書取扱有無 ・ 収納方式	有無	収納方式	○印
	有	オンライン方式	
		情報リンク方式	
		一括伝送方式	○
		ダイレクト方式	
	無	オンライン方式	
		情報リンク方式	
		ダイレクト方式	

3. 確認項目 ※追加・変更箇所のみ記載

取扱希望チャネル (○印)														
インターネット				モバイル						ATM		窓口		ダイレ クト 方 式
個人向け		法人向け		オンライン			情報リンク							
オンライン	情報 リンク	オンライン	情報 リンク	i モード	Yahoo! ケータイ	EZweb	i モード	Yahoo! ケータイ	EZweb	キャッシュ カード	現 金	オンライン	一 括 伝 送	
													○	
個 別 取 り 決 め 事 項				(別紙)										
共同利用センター利用有無				無										
				有 (共同利用センター名 :)										

4. 幹事金融機関情報 ※追加・変更箇所のみ記載

金融機関名 (金融機関番号)	
取扱店 (取り纏め店) (店番号)	
口 座 種 類	

以 上

以下、記載振りについては幹事金融機関・MPN と調整あり

別紙

事前取決事項（各事項詳細については「サービス仕様書（収納サービス編）」補足説明資料等を参照）

会 社 名	地方税共同機構
-------	---------

項番	事前取決事項	概要	取決事項（収納企業使用欄）	対応回答（収納金融機関使用欄）	備考
①	一括伝送データ（消込データ）の運用ルール	一括伝送データ（消込データ）を送信する際の送信期限等の運用ルールを取り決める。	・納税者が金融機関窓口で支払いを行った日の2営業日後までに送信する。ただし、可能な限り、納税者が金融機関窓口で支払いを行った日の翌営業日中に送信する。		一括伝送方式を行う場合に記入
②	一括伝送データ（消込データ）の運用ルールを守れない場合	送信期限遅延など取り決めた一括伝送データの運用ルールを守れない場合の連絡方法・対応方法を取り決める。	【送信期限超過時の連絡に係る取扱い】 （基本対応） ・納入済通知書の移送が遅延したこと等の事情により、送信期限を超過する案件が発生した場合において、金融機関から地方団体に対してその旨を連絡することは、以下の場合を除き不要とする。 （大規模な遅延のケース） ・災害等により大規模な遅延が発生する場合においては、当該金融機関から地方税共同機構へ連絡する。地方税共同機構は、ホームページ等に情報を掲載することにより地方団体へ周知する。 （個別事案が特定できるケース） ・当該金融機関から対象の地方団体へ連絡する。この際に、金融機関は原符片等に記載されている情報に基づき対象の地方団体へ連絡し、協議する。対処方法については、QRコード破損等による読取エラー時の処理方法を参考に協議する。 （金融機関-地方税共同機構間でのシステム障害のケース） 当該金融機関と地方税共同機構の間において連絡を行い、事象の解消を図る。 ・地方税共同機構は、ホームページに障害情報を掲載すること等により地方団体へ周知する。		一括伝送方式を行う場合に記入

③	一括伝送方式でエラーが発生した場合の運用方法	一括伝送データを送信後に収納機関消込処理でエラーが発生した場合の連絡方法・対処方法を取り決める。	【地方税共同機構における消込処理にエラーが発生した場合に係る取扱い】 ・地方税共同機構において、受信した一括伝送データの不備等に起因し、地方団体へ配信する収納情報の作成においてエラーが発生した場合には、地方税共同機構から当該金融機関へ連絡し、データ不備の確認等を行い事象の解消を図る。 【地方団体における消込処理にエラーが発生した場合に係る取扱い】 ・地方団体において納付案件を特定できず消込処理が行えない事象が発生した場合には、地方団体は地方税共同機構へ連絡する。地方税共同機構は、対象の案件を特定した上で原因の切り分け等を行い、必要に応じて地方団体又は金融機関に連絡し、事象の解消を図る。		一括伝送方式を行う場合に記入
④	取消処理を行う場合の運用方法	窓口で取消を行う場合やシステム的に取消できない場合の運用方法を取り決める。			窓口オンライン方式を行う場合に記入
⑤	収納済請求書をオンライン消込できない場合の運用方法	派出収納等のケースで収納金を受領済みの請求書がオンライン消込できない場合の運用方法を取り決める。			

⑥	払込取扱票の保管	金融機関窓口で受付した取引について金融機関での払込取扱票の保管期間・保管方法を取り決める。	・金融機関は、一括伝送データ送信後 5 営業日間、納入済通知書又はそのイメージデータを保管する。 ・金融機関窓口へ備え付けられた端末を使用し、納税者自らが QR コードの読取り・納付操作を行う場合等、納入済通知書が金融機関の手元に残らない場合においては、納入済通知書本体又はイメージデータの保管を不要とする。 ・金融機関は、納入済通知書記載事項（領収日付を含む）の情報を 7 年間保管する。この場合に、納入済通知書記載事項の保管媒体、フォーマット及び形式は問わない。 ・金融機関は、納入済通知書記載事項として、納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、一括伝送データ（に含まれる内容に係る情報）を保管することでも差し支えない。		一括伝送方式を行う場合に記入
⑦	他店券金額の通知要否	窓口において他店券による支払を受けた場合、他店券金額を収納機関に通知するか否かについて取り決める。	・他店券の取扱いは行わない（地方税共通納税システムでは証券の取扱いは行わない）		一括伝送方式・窓口オンライン方式を行う場合に記入
⑧	不渡り発生時の運用方法	窓口において他店券による支払を受け、当該他店券が不渡りとなった場合の連絡方法・対処方法を取り決める。	・他店券の取扱いは行わない（地方税共通納税システムでは証券の取扱いは行わない）		一括伝送方式・窓口オンライン方式を行う場合に記入
⑨	再委託金融機関での収納に対する店舗番号の設定内容	再委託金融機関での収納を取りまとめ金融機関で取り扱う際、実在しない店舗番号を消込データに設定する場合、その設定内容について金融機関より通知を行う。			一括伝送方式を行う場合に記入
⑩	収納金の入金日	収納機関口座への収納機関の入金日について取り決める。	・金融機関は MPN 取扱日の 3 営業日後までに地方税共同機構口座へ入金する。		
⑪	消込電文・一括伝送データへの入金日の設定	消込電文・一括伝送データに入金日の設定を行うか否かを取り決める。	・消込電文・一括伝送データに入金日は設定しない。		
⑫	詳細表示・詳細印字の実施有無	金融機関チャネル上で表示・印字する詳細表示・詳細印字について実施有無を取り決める。			

⑬	通帳印字内容	収納機関からの応答電文上の bit21 または bit22 の内容を連絡する。			
---	--------	---	--	--	--

記載振りは変更の可能性あり

年 月 日

地方税共同機構 御中

印紙
(注1)銀行
部 印

部署・担当	
電話番号	
E-mail	

承諾・回答書（追加・変更分）

令和○年○月○日付「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書」につき以下のとおり、承諾または回答致します。

1. 収納機関名 地方税共同機構（収納機関番号13800）

2. 取扱可否について（該当する項目に○印を記入）

	当行は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約に定める収納サービスD方式により、同機構所定の収納機関規約、収納事務に関する委託規則等に従い、貴社が提示する令和 年 月 日付「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書」記載の取扱条件に対し、3.に記載の取扱内容に基づき取扱を行うことについて応諾致しますので、収納事務に関する委託規則第2条第2項に基づきご通知申し上げます。
	当行は、貴社が提示する取扱条件での取扱については応諾致しません。 (応諾しない理由等)

3. 応諾する場合の取扱内容（追加・変更分）

(1) 収納機関番号

申込済の収納機関番号	
追加収納機関番号	

(2) 収納方式

請求書取扱有無	有無	方式	対応
	有	オンライン方式	
		情報リンク方式	
		一括伝送方式	○
	無	オンライン方式	
		情報リンク方式	

(3) 取扱チャネル（該当する項目に○印を記入）

インターネット				モバイル						ATM		テレホパ ンキング	窓口	
個人向け		法人向け		オンライン			情報リンク							
オンライン	情報 リンク	オンライン	情報 リンク	iモード	Yahoo! ケータイ	Ezweb	iモード	Yahoo! ケータイ	Ezweb	キャッシュ カード	現金	オンライン	オンライン	一括 伝送
														○

(注1) 印紙税法に定める第7号文書に該当する場合、印紙添付要

地方税統一QRコードに関する 当協議会の対応について

2022年3月14日

一般社団法人キャッシュレス推進協議会



STRICTLY CONFIDENTIAL

© 2022 Payments Japan Association, all rights reserved.

— JPQR仕様書への記載内容（案）

仕様書の確定、公表時期については、関係各機関とも調整の上、当協議会の内部プロセスも踏まえ、決定いたします。

データフォーマットについて

JPQR仕様書では、データフォーマットについて規定しています。また、印刷における表示要件も定めています。

データフォーマット

- Tag(ID)の記載順については、「ID:63」を除き、ID番号の昇順にて記載しなくてはならない
- 「ID:63」については、最後に記載する
- 「ID:63」のチェックディジット（CRC）を含め、全て数字で記載する
- 文字コードは「UTF-8」を利用する

表示要件

- 周辺マージン含め、20mm四方に収まるように記載をしなくてはならない
- 1セルあたり0.28mm相当以上で表示をしなくてはならない。読み取り精度向上の観点から、1セルあたり0.32mm相当以上での表示を推奨
- 印刷にあたっては、1セルあたり4dot以上で印刷しなくてはならない
- 誤り訂正レベルは「M」とする
- QRコードの内部にロゴ等のQRコードに関係のない記載は行ってはならない
- コントラストが強調されるような配色にて印刷を行うことが求められる
- 納付書への記載方法等については、流通システム開発センターが定めるガイドラインに従う

Tag(ID):27 「契約店情報」の記載方法

Tag(ID):27 への記載方法は下記のとおりです。特定内容に関する具体的な記載内容、方法については、地方税共同機構及び日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の定めに従うこととします。

格納データ

項目名	ID	存在	内容
仕様バージョン	00	<u>必須</u>	“01”
静的/動的フラグ	01	<u>必須</u>	“12”
契約店情報	27	<u>必須</u>	右記参照
取引金額	54	<u>必須</u>	納付金額 11桁とし、先頭ゼロ埋めとする
付加情報 1	62	<u>必須</u>	課税年度等 26桁とし、先頭ゼロ埋めとする
付加情報 2	80	<u>必須</u>	拡張領域 85桁とし、先頭ゼロ埋めとする
チェックディジット (Cyclic Redundancy Check (CRC))	63	<u>必須</u>	チェックディジット 10進数5桁にて表示する

契約店情報の格納データ

項目名	Sub-ID	存在	内容
地方税共同機構 識別子	00	<u>必須</u>	“13800”
特定内容	01	<u>必須</u>	• チェックディジット • 地方税共同機構の口座番号 • 払込金額 • 払込手数料の加入者負担／払込者負担 • 機関ID（収納機関番号） • 印紙税の要否の別 • 税目・料金（納付区分） • 拡張領域 • チェックディジット • 案件特定キー • 確認番号 • eLTAX利用領域 • 団体番号 • 税事務所コード • 拡張領域

その他

ガイドラインでは、コンビニエンスストア等の既存の支払いチャネルにおける誤認防止に向けた取組についても記載する予定です。また、eLTAX等の各システムとの連携についても、記載いたします。

誤認防止に向けた努力

- コード決済事業者は、利用者がコンビニエンスストア等に納付書を持ち込んで支払う場合に、コード決済サービスが利用できると誤認しないように、利用方法を利用者に周知する等かかる誤認を防ぐ策を行うことが求められる
- 納付書を作成する自治体や自治体からの受託者等も、納付書の裏面の記載の工夫等により、かかる誤認が生じないようにすることが求められる

二重支払いの防止

- コード決済サービスを利用し納付した場合、納付書に対し、納付を確認できるような第三者による受領印等の押印を行うことはできないため、利用者による二重払いが行われないよう配慮しなくてはならない
- 二重払いの防止に向け、QRコードの読み込みの都度、eLTAXシステムへ問い合わせを行うことが重要である

— CRCについて

サンプルロジック

CRCの作成に関するお問い合わせを複数頂いています。これまでのご質問を踏まえ、CRCについて改めてご説明いたします。

基本的な考え方

- 計算を行う対象範囲をUTF-8の文字コードのバイナリで捉え、先頭から1バイトずつ処理を行う
- 計算自体は、ビット単位で行う
- 計算を行う対象範囲は、最後のタグと長さを表す、「6305」を含んだ形で算出する。したがって、先頭の「0002」から「6305」までが対象となる
- 設定値としては、下記を採用する
 - ✓ Polynomial : 1021
 - ✓ Initial Value : FFFF
- 表記方法は、10進数の5桁で示す

サンプルロジック

- 下記サイトに計算コードが示されており、当協議会が運営するシステムにおいても、当該ロジックを参照し構築している
- <https://github.com/meetanthy>

運用開始に向けた課題等について

<これまでの経緯>

- 第3回検討会における地方税共同機構提出資料(『資料4 一括伝送方式事前取決事項並びに地方税共同機構が開発するWebシステム及びAPIについて』)において、証券による納付を前提とした事前取決事項の規定案の提示があり、同検討会及びその後の質疑応答において、証券の不渡発生時の取扱いについて議論が行われた。
- 第4回検討会資料(『資料1 第3回検討会への意見・回答』)において、事務局から、「証券による収納に関しては、証券取扱いの可否を含め検討」としていた。

<対応方針>

- 地方自治法第231条の2において、「普通地方公共団体の歳入は、第235条の規定により金融機関が指定されている場合においては、…証券をもつて納付することができる」と規定されているが、特定徴収金の収納を行う特定金融機関等は、地方自治法第235条の規定により指定された金融機関として収納を行うものではないことから、eLTAX経由の収納については同条の適用はない。
- 地方税のキャッシュレス納付を推進する中、eLTAX経由の収納において新たに証券による納付を受け付けることや、それを可能とする法改正を行うことについて積極的な理由もないことから、今後もeLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わないこととする。
 - ※ なお、例えば納税者が金融機関窓口で「当店券」(当該納付を受け付ける支店が支払場所となっている証券)を現金化した上で、当該現金をもってeLTAX経由での収納(地方税統一QRコードを活用した収納)を受け付けることは、差し支えないものとする。

地方団体・金融機関に対する調査について

- 地方税統一QRコードを活用した地方税の収納に関し、第2回検討会において地方団体全体における検討・対応状況を、第5回検討会において金融機関全体における検討・対応状況を共有。
- 地方団体・金融機関の双方からは、全体的な対応状況に加え、個別の地方団体・金融機関の対応状況等について強い関心が寄せられており、また、今後、読取テスト等に係る相互の連絡調整が必要となることから、次のとおり調査を実施。
 - ※ 3月中に事務局から依頼を发出し、4月中に各地方団体、金融機関各業態・協会が回答することを想定。詳細は、近日中に地方団体・金融機関に連絡予定。
- 調査結果については、地方団体・金融機関の双方で、個別の対応状況等が分かるリストを共有することを想定。

<対応・検討状況>

令和5年4月に向けた各地方団体・各金融機関における地方税統一QRコードへの対応予定(令和3年度末時点)を把握し、地方団体・金融機関間で共有する。

(調査項目例)

- ・ 令和5年4月の対応可否(仮に困難な場合、その理由及び対応予定時期等)
- ・ 読取テスト開始可能時期
- ・ 地方税統一QRコードを印字予定の税目(地方団体)

<連絡先>

帳票の読取テストや今後の運用に関する相互の連絡調整に用いる連絡先を把握し、地方団体・金融機関間で共有する。

今後のスケジュール(想定)

